

平成20年6月4日（水曜日）

○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
7番	甲部 昭夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
8番	藤本 一義	議員	17番	小坂 博康	議員
9番	古玉 栄治	議員	18番	田中 治夫	議員
10番	武田 純一	議員	19番	作間 七郎	議員
11番	上見 健一	議員	20番	杉本 平治	議員

○欠席議員（1名）

6番	亀野 富二夫	議員
----	--------	----

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第1号）

平成20年6月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

- ・ 報告第2号～報告第16号
- ・ 議案第38号～議案第50号
- ・ 請願第3号

提案理由説明

午前10時00分 開会

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、平成20年第2回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

去る3月定例会で可決されました、中小企業底上げ対策の一層強化を求める国への意見書、「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める国への意見書、2件につきましては、内閣総理大臣はじめ、関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中治夫議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、8番 藤本一義議員、9番 古玉栄治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中治夫議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの

15日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（田中治夫議員） 日程第3 議案の一括上程

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算）

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町水道事業会計補正予算）

報告第11号 平成19年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第12号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第13号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第14号 平成19年度中能登町水道事業

会計予算繰越計算書について

報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議案第38号 中能登町ふるさと応援基金条例の制定について

議案第39号 中能登町金丸多目的広場条例の制定について

議案第40号 中能登町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 中能登町集会所条例の一部を改正する条例について

議案第42号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第43号 平成20年度中能登町一般会計補正予算

議案第44号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第45号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第46号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第47号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第48号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

議案第49号 町道路線の認定について

議案第50号 指定管理者の指定について

請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書

以上、報告15件、議案13件、請願1件を一括議題といたします。

町長から報告議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 提案理由の説明をいたします。

本日ここに、平成20年第2回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、去る5月25日の日曜日の早朝に、大地震を想定した中能登町防災訓練を、役場鳥屋庁舎や各地区集会所等において、約4,400人の多くの皆様の参加をいただき、実施することができました。

訓練では、職員の参集訓練、連絡通報訓練、地区での避難訓練など、町と町民が一体となった訓練が行われ、参加された町民の皆様方においても、真剣な訓練への取組みに、大変心強く感じました。

今後とも、防災意識の向上を図り、安全で安心な町づくりに努めて参りたいと思っておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容について、順次、説明をいたします。

最初に、報告第2号 平成19年度中能登町一般会計補正予算専決処分の承認を求めることにつきましては、七尾鹿島広域圏事務組合総務経常分担金の増により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,003万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,236万1,000円とし、3月25日付けをもって専決処分を行いましたので報告するものであります。

次に、報告第3号から報告第10号までは、平成19年度補正予算であり、いずれも事業費の確定と決算を見込み、3月31日付けをもって専決処分を行いましたので、報告するものであります。

まず、報告第3号 平成19年度中能登町一

般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,978万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6,257万3,000円としたものであります。

また、第2表の地方債補正及び第3表の繰越明許費につきましては、事業の確定によりそれぞれ必要額を計上したものであります。

補正予算の主なものとして、歳出では、特別会計への繰出金や道路新設改良における工事請負費、並びに、自立支援事業における介護給付費等の減額であります。

歳入では、地方交付税の増額と、財政調整基金の減額等であります。

次に、報告第4号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,850万2,000円としたものであります。

補正予算の主なものとして、医療費負担金の増額等によるものであります。

次に、報告第5号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,402万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億153万9,000円としたものであります。

補正予算の主なものとして、事業費の確定に伴う介護サービス費の減額、及び、介護給付費準備基金積立金の増額等であります。

次に、報告第6号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,043万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,680万円としたものであります。

補正予算の主なものとして、制度改正に伴うシステム改修費の増額、および、予備費の減額であります。

次に、報告第7号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ566万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,870万円としたものであります。

また、第2表の地方債補正及び第3表の繰越明許費につきましては、事業の確定によりそれぞれ必要額を計上したものであります。

補正予算の主なものとして、脱水污泥処理業務委託料の追加、及び、下水道污泥共同処理施設委託料等の減額であります。

次に、報告第8号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億363万円としたものであります。

また、第2表の繰越明許費につきましては、事業の確定により必要額を計上したものであります。

補正予算の主なものとして、西馬場地区における造成事業費の額の確定による減額であります。

次に、報告第9号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,726万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,269万6,000円としたものであります。

補正予算の主なものとして、放送サービス委託料、及び、支障移設等工事費等の事業費の確定による減額であります。

次に、報告第10号 平成19年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入では、1,300万円を減額し、収入総額を3億5,171万8,000円とし、収益的支出では、1,845万3,000円を減額し、支出総額を3億4,626万5,000円としたものであります。

補正予算の主なものとして、水道料金、及

び、消費税還付金の減額であります。

以上の報告案件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定等により議会に報告し、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、報告第11号から報告第14号は、平成19年度から平成20年度に繰越するための繰越明許費繰越計算書等で、地方自治法施行令第146条第2項、及び、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

まず、報告第11号 平成19年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方特定道路整備事業等の10件につき、関係機関との協議に日数を要したため、3億2,533万3,850円を翌年度へ繰越すものであります。

次に、報告第12号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、西馬場地区の分譲宅地造成地で関係機関との協議に日数を要したことから、公共下水道事業で2,600万円を翌年度へ繰越すものであります。

次に、報告第13号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、西馬場地区の分譲宅地造成事業で開発許可申請手続きに日数を要したため5,255万2,500円を翌年度へ繰越すものであります。

次に、報告第14号 平成19年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、分譲宅地造成事業に伴う上水道布設工事等の2件について関係機関との協議に日数を要したため、1,777万6,500円を翌年度へ繰越すものであります。

次に、報告第15号及び報告第16号は、国の法令改正に伴い、4月30日付けをもって条例の一部改正について専決処分を行いましたので、報告するものであります。

まず、報告第15号 中能登町税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求

めることについてであります。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、寄附金税額控除等の所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第16号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めることについてであります。

この条例は、地方税法施行令の一部改正に伴う賦課限度額の改正、及び後期高齢者医療制度創設に伴う税負担の激変緩和を図るため、保険税の負担軽減措置を講じるものであります。

以上の報告案件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、議案第38号 中能登町ふるさと応援基金条例の制定についてであります。

この条例は、ふるさと納税寄附金制度により中能登町にふるさと納税として寄附をされた寄附金について、中能登町ふるさと応援基金として積み立て、町総合計画に基づき、健康でいきいきと暮らせるまちづくり等の5つの事業に役立てようとするものであります。

次に、議案第39号 中能登町金丸多目的広場条例の制定についてであります。

この条例は、旧金丸小学校グラウンドを多目的広場として整備をしましたので、設置条例を制定するものであります。

次に、議案第40号 中能登町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、普通財産の譲与又は減額譲渡について、公共的団体についても譲渡対象団体とすることを追加するものであります。

次に、議案第41号 中能登町集会所条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、後山集会所の項目を削除するものであります。

次に、議案第42号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条

例についてであります。

この条例は、保育料第1階層の定義に中国残留邦人世帯を追加するものであります。

また、保育料の軽減制度において、保育園以外の施設に通所している児童も算定対象人数に加え、軽減世帯の拡大を図るものであります。

次に、議案第43号から議案第47号までの平成20年度補正予算に関する議案についてご説明いたします。

まず、議案第43号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,972万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,412万6,000円とするものであります。

今回の補正のうち歳出では、コミュニティ助成事業や石動山資料館仏像修復事業の増額、教育委員会施設等の移動に伴う費用の組替え等が主なものであります。

歳入では、能登歴史公園管理委託費や財政調整基金繰入金が増額するものであります。

次に、議案第44号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、医療給付費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,034万7,000円とするものであります。

次に、議案第45号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、国県等返還金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,399万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,762万9,000円とするものであります。

次に、議案第46号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、後期高齢者医療制度導入に伴うシステム改修費を増額し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ906万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,811万2,000円とするものであります。

次に、議案第47号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、自家用電気工作物新規届出に係る費用を増額し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,636万9,000円とするものであります。

次に、議案第48号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてであります。

今回の改正は、石川縣市町村職員退職手当組合に加入している団体の名称変更による改正であります。

次に、議案第49号 町道路線の認定についてであります。

今回、新たに3路線を町道に認定するものであります。

最後に、議案第50号 指定管理者の指定についてであります。

中能登町老人福祉センター「ゆうゆう」の指定管理者を社会福祉法人 中能登町社会福祉協議会に指定しようとするものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（田中治夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明後日6日、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時30分 散会

平成20年 6 月 6 日（金曜日）

○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
11番	上見 健一	議員	20番	杉本 平治	議員

○欠席議員（1名）

10番	武田 純一	議員
-----	-------	----

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第2号）

平成20年6月6日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

- ・ 報告第2号～報告第16号
- ・ 議案第38号～議案第50号

日程第2 常任委員会付託

- ・ 報告第2号～報告第16号
- ・ 議案第38号～議案第50号
- ・ 請願第3号

日程第3 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案質疑

○議長（田中治夫議員） 日程第1 議案質疑

これより報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）の質疑を行います。

歳入、歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第2号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）の質疑を行います。

まず、歳入全般について、質疑の方ございませんか。21ページから32ページです。

20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。1目の繰入金、ページ数は、29ページです。財政調整基金の繰入金、減額の3億1,694万5,000円でございます。

先般、3月2日付けの朝日新聞の石川版に、現在の自治体の新年度の予算等の分析の報告がされておりました。この報告の中で、具体的に分かりやすい数字で言えば、中能登町民は、1年間の家計が46万円とすると、借金が65万円、反面、財調である貯金は14万円であ

るという、そういう報道がなされておりました。自主財源が8万円となっております。ということは、町民1人当たり8万円の給与があるという、こういう内訳で報道されておりました。報道の中に、県内の自治体の全体を比べて見ても、中能登町は幸いにして、評価はまだ余裕があるという、そういう評価をされておりました。

私は、これらの事実を見ましたときに、いつも言っておるんですが、合併に際しまして、町民1人当たり20万円の基本財調を持ち寄って、「新しいまちづくり」をしていこうという、そういう約束ごとが3町とも守って、現在の中能登町の財政のまだ余裕があるという、そういう評価にされていると思うわけであり

ます。今、6月議会に当たりまして提出された財調の繰入金、予算に比べまして減額になっているわけでありまして、3億1,694万5,000円減額になっているわけでありまして、現在の財調の総額、それらを報告願ひまして、今後これらにつきまして、どう健全財政を守っていくか、そういう方策等がありましたら報告を願ひたいと思います。以上終わります。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

〔服部顕了参事兼総務課長登壇〕

○服部顕了参事兼総務課長 お答えをいたします。

現在の財調の現在高ということでございます。

今、試算の段階でございますが、平成19年度末で34億1,800万円余りということで試算をしております。この後、数字の整理が進めばきちっとした数字が出てくるかと思いますが、一応、34億円ということでご理解をいただきたいと思ひます。

この後の方策等々ということでございます。予算ベースで、11億を当初19年度で繰入れを予定しておりました。決算で4億6,000万円

の繰入れですみました。この後大きな事業も20年度以降予定もされます。そういう意味では、歳出の削減と基金等の取り崩しの抑制に努めていかなければならないなど、そういう思いであります。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（田中治夫議員） ないようですので、歳出に進みます。歳出の第1款から第3款まで、33ページから53ページまでです。質疑の方ございませんか。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。

まずはじめに、5目交通防犯対策費、ページ数は39ページでございます。お聞き願いたいと思います。

1細目で交通防犯対策費、減額の321万3,000円、節におきましては、1節交通防犯指導員、減額の18万円ということになっております。予算では、363万円ですが、これらは、指導員の確保の件が問題になって、今日の減額18万円になったのかどうか。この18万円という減額数字は数字的に出ておりますが、指導員何人分に当たるのか、それらについてお答えを願いたいのと同時に、指導員が減少することによって中能登町の防犯指導體制に支障をきたしておらないのかどうか、これが2点目であります。

次に交通防犯協議会委員として、減額12万円の予算が計上されております。12万円の減額は、予算でも12万円になっているわけです。全額12万円が減額になったということになるわけです。そうしますと、この防犯協議会の委員という役目はどういう役目をしておったのか、これらについて説明を求めたいと思います。ちなみに20年度の予算におきましても、12万円の予算化がしてあ

るわけです。これを見ますと、本当に必要な予算であるのかどうか、疑問に思うわけでありまして、それらについて説明を求めたいと思うわけです。

次に、2目、障害者福祉費、45ページであります。3細目、自立支援事業であります。この中味を見ますと、国が減額の439万4,000円、県が同じく減額の422万8,000円と減額されているわけです。そういう中で、扶助費として見ますと、介護給付費が減額の1,007万5,000円です。平成18年10月から本格施行された障害者自立支援法に基づいてこのような数字が出てきているのかどうか、私はその点をお聞きしたいのであります。

障害者自立支援法は、設立されたときに、国会の中で次のようなことが論議されておりました。この法律は障害者の自立を手助けする、支援をする、そういう法律であるということが出ておりましたが、現実、予算の面におきましても国の方は数字を減額しているであります。これが今日の中能登町の予算にも表れているのではないかと、私は危惧を感じているのであります。

例えば、障害者の方は、今まで無料であったものが、原則1割負担、そのことで大幅な利用者負担増による中で、そのために施設から退所されている方々がいるのであります。私は自立支援ではなしに、障害者の自立を阻む、これが今の制度ではないかと考えております。生存権の侵害となっているこの制度、中能登町の障害者の現状とそういう声が町民の中から行政の方へ届いていないかどうか、この点についてお聞きいたしたいのであります。

次、3点目です。1目、児童福祉総務費、50ページです。2細目児童福祉事務事業です。この中で、久しぶりに明るい数字が載っております。出産祝金260万円が増額されているわけです。少子化が進む中での支出増額であります。先般も

テレビ等で報道しておりました。石川県内での出生率の数字であります。川北町が2%であり、その他の市町村は1%前後であるわけです。私は、今後ともこのような支出金が増額されて、この中能登町が少子化対策に効果が出てきたと言われる、そういう施策が行政の方で行われる。そのことが私は大切ではなからうかと考えております。執行部にお聞きいたしたいのは、増額された260万円の内容、これらについて、具体的にどのような数字の中味になっているのか報告を願いたいと思います。以上で質疑を終わります。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部参事兼総務課長 お答えをいたします。まず、交通防犯指導員の減額でございます。積算につきましては、指導員80人ということで把握をしております。18万円の減額ということになりますと、4名から5名の欠員ということになります。指導員の数については、正確な数字は後ほどまた、報告いたしますが、定数80人で4、5名の欠員ということでご理解をいただきたいと思います。

欠員による支障はないのかということでございますが、これにつきましては、現有の指導員の方々にカバーしていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

それと、交通防犯協議会の12万円の減額でございます。1回分の会議を予定しておりましたが、開催しなかったということで減額をさせていただきました。この中味につきましては、防犯という観点から「おれおれ詐欺」とか「訪問販売」とか、そういうものに対する総合的な政策を協議する場ということで捉えております。ただ、交通防犯推進協議会という形で私どもの町が会議を持ち、また、実践もしていただいておりますので、今回、19年度は開催しなかったかなという思いでございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

[坂井信男福祉課長登壇]

○坂井信男福祉課長 杉本議員のご質問でございますが、自立支援事業の1,008万1,000円の減額でございますが、これにつきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、介護給付費の減額が主なものでございまして、身体・精神者にかかる入所、通所にかかる実績に伴う減であります。予算に対しての減額ということで、障害者自立支援法の制定による影響の減ではございません。そういったことで、18年4月に障害者自立支援法が制定されまして、どんな声があるかということでございますが、原則1割負担ということで、利用者の負担が大きくなったということで、利用回数を減らした、サービスの提供回数を減らしたという声も聞いております。そのほかには、18年10月から本格施行によりまして、サービス単価の改定がございまして、施設に入る収入が減って、大変経営的にも厳しいというような施設側からの意見もございます。そういったことで、そういう利用者負担の見直しにつきましては、今年の7月から、また新たな軽減策も講じられてくるものでありまして、それらが講じられる、そういう情勢もまた、今後注意深く見守っていきたいなと、そういうふうに思っております。

それと、3款民生費の児童福祉事務事業でございますが、260万円の増額の内訳でございますが、当初、出産祝金ということで134人分の予算を計上させていただきました。実績としまして153人、当初予算より19人増加しております。1番増加の大きかったのは第1子ということで12名、第2子で9名増加しております。内訳は以上でございます。

○議長（田中治夫議員） ほかにありませんか。20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再度、質疑を行いたいと思います。

まずはじめに、交通防犯対策費、ページ数39ページであります。答弁をいただきました。

80人の内、4、5人が欠員であろうかという、そういうことでありますが、私はこの防犯対策の指導員の方々が、現在、中能登町は確保に対しまして、十分に確保できるというそういう指導体制になっているのかどうか。よく他町から聞きますと、対策指導員に委嘱しましても、なかなかしてくれないという、そういう声を聞くわけでありまして。私はそういう点につきまして、この指導員の確保というのは、だんだんと問題化されてくる恐れがあるのではないか、という危惧を持っているわけでありまして、そういう点、中能登町は指導員の確保に今年度は4、5人の欠員であるが、来年度は80人全体を確保できるという、そういう自信があるのかどうか、この点について答弁を求めたいと思います。

次に、交通防犯協議会の件であります。せっかくこの委員会を開くということで、委員を何人か知りませんが委嘱されたと考えております。委員の数は何人になるのか、どうして1年間ありながらこの委員会を開かれなかったのか、開いても意味のない委員会なのかどうか、この点について答弁を求めます。と申しますのは、20年度にも同じ金額が12万円予算化してあるわけでありまして、本当に必要な金額であれば、私は19年度の予算の中で、やはり、きちんとした指導機関としての委員会を開くべきではなかったのか、協議会を開くべきではなかったのか、そう思っているわけでありまして、その点についての再度の答弁をお願いをいたしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。まず、指導員の確保ということでございます。指導員になれる方といいますが、そういう方々は職業がまちまちでございます。そういう中で、半ボランティア活動という立場で指導員になっていただいて活動をしていただいております。そういう意味では、選任

するのは難しい面もあるのかなと思いますが、今後、欠員が出ないように、また、推進隊の皆さん、それから欠員となっている区長さんも含めて協議していきたいと思います。

前後しますが、先ほど、推進員の人数、推測のような言い方をしましたが、定数は80人、欠員が5人ということで、現有で75人でございます。

それから、交通防犯協議会の委員会の件ですが、一応予算的には、委員20人ということで予算計上をさせていただいております。そういう中で、中能登町では悪質な事案、事例がなかったという意味で開かれなかったかなという思いを持っておりますが、今後、交通事情もいろいろ発達してきます。また、防犯の観点からいえば、巧妙な手口で、特に高齢者等への働きが出てくるかと思えます。そういう意味では、再度、町としての協議会を持ちまして、どう対応していいかという点をまとめあげて、その対応をしていきたいなと、そういう思いであります。

いずれにしても、交通防犯推進の皆さんは実践をしながら、また七鹿の総会、それから研修会等で研鑽をさせていただいておりますので、会議そのものはそういう研修の中で研鑽されたということで開かれなかった部分もありますので、ご理解のほどよろしく願います。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 質疑を行いたいと思います。ただいま、服部参事から大変苦しい答弁が私としてはあったような気がするのであります。交通防犯協議会の開催であります。私はこれらにつきましては、どうであれ、中能登町全体の防犯ということでの町の諮問機関でないかと考えているわけでありまして。そうしますと、諸々の中での20人の委員の方々のご意見を聞いて、そして方針を立てていく、そのことが私は本当に必要ではないかと考え

ているわけでありまして、何かほかの機関で同様の委員会が催されたので、この防犯協議会は、それに変わったというような意味あいの答弁をいただきましたが、私はせっかく予算を必要であるということで計上したわけでありまして、20年度にも同じく12万円計上してあるわけでありまして、そういう必要かどうかということが6月の決算間近になって、その点が明解になるというそういう委員会であれば、初めからこの予算は除くべきでないかと、私はそう思います。この点を答弁いりませんが、意見として述べておきます。

次に、1目の児童福祉総務費、ページ数50ページでございます。再度、質問するのを忘れておりましたので、改めて再質問をさせていただきます。と申しますのは、今、中能登町は新たな人口増ということで、宅地造成を大々的に行っております。7月に35戸の宅地造成が西馬場地区に出来上がるということがあります。現在までに、いろんな地域で宅地造成が行われました。そういう中で、新しい中能登町の人口が増えているわけでありまして。

先般、議会運営委員会で川北町へ行ってきました。いろんな質疑の中で、やはり少子化対策というのは本当に重要であるという、そういうご意見も伺ってまいりました。19人の予想以上の出生率があったということですが、この19人というのは、先ほど、申しましたように、新しく宅地造成をされた方々の新しい町内会、そういう方々が主としての効果が出て19人の増になったのかどうか、そこら辺の把握はどうされているのか、今後の中能登町の事業の中で、そういうものが必要である。それが効果として出産祝金の260万円の増額になったということになれば、私は今の町の方針が評価されてくるのではないかと、そう考えておりますので、こういう点で、この19人の内容を具体的に分ければ報告を願いたいと思います。以上で終わります。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 今ほどの出産祝金の増加の19人の内訳でございますが、予算に対して19人増えたということでありまして、この中に新しく町内に転入されて出産された方が何人かということは、現在は把握しておりませんので、必要であれば後で報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、次に進みます。歳出の第4款から第9款まで、53ページから69ページになります。あらかじめ皆さんに申し上げますが、簡潔に質疑を願います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、次に進みます。歳出の第10款から第14款まで、69ページから82ページになります。

質疑の方ございませんか。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 議長から簡潔という声がありましたので、簡潔に質問を行いたいと思います。1目、学校管理費、73ページをお開き願いたいと思います。2細目、中学校管理費でございます。19節 - 2、生徒バス通学、減額の144万円でございます。19年度の予算は300万円であります。減額になった原因はどこにあるのか、予算の半数が減額であります。本当にこの補助が必要であるということで考えておられるのかどうか、どこにこういう半数の減額が出てきたのか、この点について説明を求めます。

ちなみに、平成20年度の予算も同じく300万円の予算を計上してあるわけでありまして、その点についての説明を求めます。以上です。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 それでは、杉本議員の質問にお答えいたします。この生徒バス通学補助金につきましては、鹿島地区の中学生を対象にしております。地域につきましては、越路地区の在江西、坪川、久乃木、久江地区、それから御祖地区の小田中、藤井、福田、高畠、小金森、曾祢地区でございます。

平成19年度の実績が半額にも満たないということでございます。半額程度ということで、ゆとりとしては155万6,000円余りの実績見込みでございます。予算が今ほど言われましたように300万円ということでございますが、生徒数から全部申請があると算定いたしました場合、365万8,000円の積算金額となります。その内、ある程度利用しない生徒もいるだろうということで、予算上は300万円を計上いたしました。それで、利用しなかった理由でございますが、やっぱり一番大きなものは、部活動によって帰る時間がまちまちで、その時間帯にバスが利用できないという、そういう面、それから後は、その年の天候によって、どうしてもバスよりも自転車を利用したりするという場合があるのではないかというふうに考えております。ちなみに、18年度の利用実績は、225万6,000円余りです。それから17年度は244万2,000円余りの利用実績となっております。今後、利用の可能性について、もう少し学校の方へ実態見込みを聞くなどして、更に適正な予算に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、以上で報告第3号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算）の質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ござい

せんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第4号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算）の質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第5号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）の質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第6号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）の質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第7号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算）の質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第8号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）の質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

○議長（田中治夫議員） 19番 作間七郎議員

〔19番（作間七郎議員）登壇〕

○19番（作間七郎議員） ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について、お尋ねをいたします。1目の管理費、工事請負費は、当初予算で900万円の予算を計上してありました。12月議会で132万5,000円の減額、今回、509万9,000円、備品購入費では、当初予算で976万1,000円、今回、452万2,000円の減額になっております。その減額になった内容について詳細に説明を求めます。

○議長（田中治夫議員） 広瀬情報推進課長
〔広瀬康雄情報推進課長登壇〕

○広瀬康雄情報推進課長 作間議員のご質問にお答えいたします。平成19年度ケーブルテレビ事業特別会計の管理費におけます、まず1点目、工事請負費の減額理由について、ご説明いたします。中能登町のケーブルテレビネットワーク施設は、北陸電力やNTTの電柱約4,600本を利用して各家庭に光ケーブルを引き込んでおります。その電柱の移設に伴う光ケーブルの張り替え工事費用は、ケーブルテレビ事業者の負担ということになります。そこで、当初予算では1ヵ所当たり30万円として、30ヵ所分900万円の予算を見積もってありました。それで、19年12月の補正予算では、一部減額補正をしております。それで、実績といたしまして19年度中の電柱移設に伴

う光ケーブルの張り替えは6ヵ所で257万5,020円ということで済みましたので、不用となった509万9,000円を減額したものであります。

次に、備品購入費の減額理由でございますが、当初予算では、告知端末40台、それとレンタル用のセットトップボックスと呼ばれるケーブルテレビ専用のチューナー80台、光信号変換器80台の購入を予定して積算しております。しかし、実際では、セットトップボックスでは、買い取りする方が多くおまして、レンタル用のセットトップボックスにつきましては、18年度購入の在庫品で対応したため、購入は見送りをしました。光信号変換器についても在庫品で対応したため、購入は見送っております。実際に備品として購入したのは、告知端末100台であり、不用額の452万2,000円を減額したものであります。以上です。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 以上で、報告第9号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町水道事業会計補正予算）の質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第10号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第11号 平成19年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第11号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第12号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第12号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第13号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第13号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第14号 平成19年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第14号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）の質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第15号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第38号 中能登町ふるさと応援基金条例の制定についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 中能登町金丸多目的広場条例の制定についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第40号 中能登町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号 中能登町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方、ご

ざいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第42号についての質疑を終結いたします。

ここで休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 先ほどの杉本議員のご質問の中で、児童福祉事務事業におけます出生者の割合ですけれども、町に分譲宅地に絡んだ出生者が何人いるかということでございますが、19年度は153人該当者がいたわけですが、二宮あおば台が20名、桜新町が3名、若草団地が1名、良川駅東が2名、合計26名でございます。パーセントで言いますと17%になります。以上報告させていただきました。

○議長（田中治夫議員） 次に、議案第43号

平成20年度中能登町一般会計補正予算についての質疑を行います。先ず、歳入全般について、217ページから218ページまでです。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、続いて、歳出全般について、219ページから225ページまで質疑の方、ございませんか。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 質疑に先だって、先ほど、坂井課長から補充答弁がありました。全体で17%の出生の方々が新興住宅から生まれているということでありまして、このことを考えますと、これからの宅地造成につきましても、明るいニュースでなかろうかと、そう思っております。

それでは質疑に入りたいと思います。一般

管理費、219ページであります。2細目、一般管理事業13節の委託料であります。この中に、訴訟委任弁護士として50万円計上してあります。これらにつきましては、現状とこれからの進み具合、どう行政の方は判断をしているのか、この点について簡潔に答弁を願いたいと思います。

次に、2目の観光費、222ページ、1細目の観光振興費、19節の50万円であります。これは新規事業であります「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会能登部会ということで50万円を新規に予算化したわけですが、新規事業というのは大変予算の中で目立ってくるわけでありまして、町長としても新規事業を予算の中にあらわすということは、なかなか至難なことでなかろうかと、私、推測しているわけであります。そういう中で、50万円の予算がついたわけであります。具体的に、この事業はどのような事業を行うのか。中能登町がこれによりまして観光キャンペーンの中で、どういう位置付けをされるのか。例えば「雨の宮古墳」「石動山」諸々のそういう資源というものが、どう全体の中で位置付けられて観光キャンペーンの中に取り入れられていくのか。この点について具体的に説明を求めたいと思います。

次に、5目の文化財保護費、224ページ2細目文化財保護事業費であります。13節に委託料といたしまして、石動山資料館仏像修復費354万9,000円が補正に出ているわけですが、以前、この点につきまして担当課の方から、能登半島地震による石動山にある文化財の仏像修理であるということが説明されました。これが今日、354万9,000円で改修されたものと思っておりますが、お聞きしたいのは、この仏像の陳列は今後とも起きうこういう災害に対して、またぞろ、このようなことにならないような手段を講じた陳列を行っているのかどうか、この点について説明を求めたいと思います。以上終わります。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。委託料の50万円の増額補正でございますが、平成20年度に入りまして2回開廷されております。一応、弁論等が終了しまして7月11日に判決が下る予定であります。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

[永源勝企画課長登壇]

○永源勝企画課長 杉本議員のご質問にお答えいたします。観光費の観光振興費19節の負担金「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会能登部会の負担金50万円でございますが、これにつきましては、今年の7月19日から10月26日の間、100日間にわたりまして、「能登ふるさと博」ということで、能登一円でイベントを開催いたします。具体的には、中能登町は七尾会場に入るわけでありまして、7月19日から21日の七尾に行われる催し物に中能登町からファッション部会等が出演をいたします。

そのほか、8月9日に行われる町のイベントにつきましても、「能登ふるさと博」という冠をつけまして、能登地域のイベント祭り情報につきまして、一応、都会の方へも発信していくというものでございます。それから、その期間におきまして、七尾の城山、それから石動山、雨の宮等を結ぶ、そういう観光ルートを設定しまして、町外から訪れた方々にも見ていただくという計画もしております。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長

[堀内浩一教育文化課長登壇]

○堀内浩一教育文化課長 それでは、杉本議員から質問がございました、石動山資料館の仏像修理とその後の再発防止についてお答えいたします。

まず、石動山資料館のこの仏像につきましては、お話ありましたように、今年の能登半

島地震により被害を受けた仏像4体分の修理費でございます。昨年、19年度の予算で6月の定例議会で、その修復費として100万円を計上させていただいたところです。それにつきましては、一般財源ということで、19年度に、なんとか修復が出来ないかということで模索していたところなんです、その時点では、100万円というのは大きな金額ではないものですから、京都の文化財の修復の学科を持つ大学へ100万円の範囲内で修復をお願いしたいということで話を進めておりました。並行して、町としては住友財団という、そういう財団の文化財に対する修理事業の補助制度がございまして、それが運良く年度末に採択される運びとなりました。それで、計上していた予算につきましては、専決で落とし、今回改めて補助を受けた形でしっかりとした京都の修理業者に修理をしてもらうということで354万9,000円を計上させていただいた次第でございます。

なお、この4体の中には、町の指定文化財となっております「十一面観音龍像」というものが含まれております。それで、再発防止についてでございますが、仏像が壊れた原因といたしましては、地震により展示室の照明のカバーが外れまして、それが仏像を直撃して壊してしまったと、そういう経緯がございます。それで、今回の予算に文化財管理運営費の工事請負費として107万7,000円を計上しているところでございますが、この内88万6,000円については、この石動山資料館の展示スペースの照明カバー等の修理をして再発を防止するという考えでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

14番 岩井礼二議員

[14番（岩井礼二議員）登壇]

○14番（岩井礼二議員） 220ページ、2款

2目の広報広聴費の関係で、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金とあります。ケーブルテレビに関してのことなのですが、放送番組を一番早く正確に見るときには、どうすればいいのかなということを考えます。よく「なかのとチャンネル」を入れると、いつも敬老会や成人式ばかりやっているというような声も聞くのですが、それは、その人が入れる時間帯がそういうことなので、そうなるのでしょうか、先般、「雨の宮古墳」を収録しておりました。それを見ようかなと思って、いつ何時にやっているのか分からないですね。中には、「見たぞ」という人もいますね。広報に番組案内というものが出ています。これを見て新番組といったメニューもあるのですが、それから、北國新聞でもケーブルテレビチャンネルということでメニューが出ていますが、大変大まかなメニューで、そういった細かいものは分かりません。

従って、例えば、インターネットに配信をしているんですが、その中の一コマに最新の番組を流すとか、何か良い方法がないものかなと思います。今日も、このケーブルテレビをご覧になってる方がいると思います。どうすれば正確に一番新しいチャンネルを見られるのか、その方法と今後の見通しがあれば答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（田中治夫議員） 広瀬情報推進課長
○広瀬康雄情報推進課長 今ほどの岩井議員の「なかのとチャンネル」の番組内容をどうしたら早く知ることができるかということですが、岩井議員もおっしゃったように広報の折り込みで「なかのとチャンネル番組表」というものを毎月発行しております。その中には、その月の番組の時間帯、何日から放送しますというものを全戸、広報で折り込みで入れております。それで番組の中にも、番組ガイドという番組を作っております、今月流れる、こういう番組は何日から流しますよという番組も作っております。それは、

収録しても編集に少し時間をいただきたいということで、その編集作業の目途がついた段階で番組ガイドという番組を作っております。それはまた、ご覧になっていただければ、何日から新番組が入るかというようなものがご覧になれるかと思えます。

それと、過去の映像も中能登のプレイバックということで、昨年来制作した番組も、新たに加入された方にはどんな番組が流れていたかということが分かりませんので、それも繰り返し放送しているのが現状でございます。

それで、4月から収録スタッフも充実させていただいて、まめに取材に出て新しい番組をいち早く皆さんにお届けしたいというふうに考えております。それで、先ほど岩井議員もおっしゃったように、インターネットで番組表を提示できないかという件につきましては、また編集ができ次第、いろんな方法で皆さま方に届くような方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませぬか。ないようですので、議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算についての質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算についての質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第46号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第46号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第47号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算についての質疑を行います。歳入、歳出全般について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 町道路線の認定についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第50号についての質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたします。暫時休憩とします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっています報告第2号から第16号までの報告15件、議案第38号から第50号までの議案13件及び請願第3号の1件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、議案及び請願等付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎休会決定の件

○議長（田中治夫議員） 日程第3 休会決定の件について議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査などのため、6月9日から12日までの4日間、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、6月9日から12日までの4日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時35分 散会

平成20年 6 月13日（水曜日）

○出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第3号）

平成20年6月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は、19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（田中治夫議員） 日程第1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間ありますので、守っていただきますようお願い申し上げます。執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは通告順に質問を許します。

16番 坂井幸雄議員

[16番（坂井幸雄議員）登壇]

○16番（坂井幸雄議員） おはようございます。今日は、13日の金曜日ということで、何もなかったら幸いかと思います。ひとつ、執行部側におかれましては、良い答弁をよろしく願いいたしたいと思います。

最初に、総合防災訓練についてでございます。昨日で中国の四川省の大地震が1カ月経ちました。報道を見ていますと、大変な被害だと思えます。死者が6万9,000人とか、行方不明者が1万7,000人、大変なことでございます。また、石川県でも能登半島の地震で被害を受け、現在まだ復興の最中でございます。災害は忘れた頃にやってくるということわざがありますように、万全の態勢をしていても、なかなかその災害に対応できないのが現状かと思えます。

去る、5月25日早朝、中能登町では、総合

防災訓練大会が行われました。多くの方々が集まり、町長の提案理由の説明では、4,400人の参加者があり、職員の参集訓練、連絡通報訓練、地域の避難訓練という、いろいろな訓練をされました。防災意識の向上を図り、訓練は大変、大切だと思います。心強く感じたわけでございます。

それで一つ、地域の避難担当職員並びに面積、人口、世帯数によって、もう少し細分化すればどうかということでございます。頂いた資料では、烏屋地区が16、鹿西地区が12、鹿島地区が27ということで、55あったわけでございますが、56年以後の耐震の強い建物を指定したわけだと思えます。そこで、町職員が1人で対応しているところがほとんどでございます。良川は2名でありましたが、1人では万が一の場合、その人が一つの処理をする時には、あとの連絡がなかなかできないと思えます。それで、せめてペアで組んでいただければどうかと思えます。

もう一つは、地域のことでございますが、良川地区は大きい地区で、世帯、人口も多いわけでございます。ただ、良川、ラポール1カ所ということでは、なかなか集まりにくいかなと思いますので、そこをできるだけ分割して、一時的な避難ということで、分割されてはいいかなという考えでございますが、どのようにお考えを持っておられるか、お示し願いたいと思えます。

それと、防災士の育成についてでございますが、平成19年12月28日現在の防災士の数は、中能登で2名、七尾で1名、また奥能登の災害があった所では、ほとんど1名かゼロというわけでございますが、万が一の場合は、訓練を受けた指導防災士の方々の力も借りれば安全に避難でき、また、誘導できるのではないかなと思います。そこで、防災士の講習会を中能登町、また、七尾市で併せて開催をしていただければ幸いかと思います。

去年の広域圏の議会では、その開催のほど

を消防庁にお願いした場合には、これは行政の管轄であり、行政がやっていただかなければ、私らはそれに合わせるのみという答弁でありましたので、ひとつ、七尾鹿島、また中能登も含めてでもいいんですが、防災士の育成の講習会を開催して、より訓練を受けた指導士のもとに避難すればいいのではないかと思いますので、防災の研修会を、七尾と併せて開催していただきたいと思います。

それと、もう一つは、火災警報器の件でございますが、1カ月ほど前、七尾では高齢者が死亡に至ったわけでございます。現在、警報器の取り付け、県からの状況では、金沢市が53%、他の市町村は10%~30、40%という低い率でございますが、今回、中能登町では、役場の職員の方々の斡旋並びに区長さんの声かけ、また、集落の方々のお世話ということで、大変、購入率が上がったと思いますが、どれほど上がったかお知らせしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 おはようございます。坂井議員の質問にお答えいたします。

地区の避難訓練の担当職員を人口、世帯数により、もっと細分化してはどうかという質問であったと思います。

今回の町の総合防災訓練では、鳥屋庁舎周辺を訓練のメイン会場としながら、中能登町といたしましては、初めての地区避難訓練を実施いたしました。

地区避難訓練につきましては、各地区の区長さんの協力をいただきまして、町内53カ所で実施したわけでございます。天候が悪かったにもかかわらず、地域では3,950名、そして鳥屋庁舎の数を入れますと、4,400名の方が今回の総合防災訓練に参加をしたことになり、町民の皆さんとともに訓練を実施することができ、災害に対する意識が高められたと喜んでいるところでございます。

さて、質問の件でありますけれども、今回の地区の避難訓練における各地区の避難場所は、すべて区長さんと協議の上決定しました。区によっては、町内会やエリアごとに避難場所を分けるなどしており、職員もそれに合わせて配置いたしました。

今後、人口・世帯数の多い地区については、地区の実情に合わせて避難場所を設定し、また、職員の配置を考えたいと思っております。小さな地域、また、大きな地域もありますので、全てペアということではなく、大きなところは、やはり、2人なり3人なりこのようなことにしていきたいと、そう思っております。

また、2点目の防災士の育成についてであります。現在、中能登町には防災士の認証者が6名おられます。今年度、県でも防災士の育成の資格取得研修会が実施されますので、町といたしましても、七尾鹿島だけでなく、県の方へも行っていただいて、取得に対する支援をしていきたいと思っております。

また、これには、1人4万6,000円がかかるわけでありまして、これにつきましても、県が半分、町も半分ということで、全額みていきたいと思っております。

次に、住宅火災警報器の普及についてであります。町では、町営住宅につきましても、19年度中に全戸の設置を終わりました。

また、一般世帯では、今年の3月から4月にかけて、各地区の購入希望世帯の取りまとめを行い、1,950世帯から4,500個の購入申し込みがありました。

また、75歳以上の高齢者世帯や障害者のいる世帯に対して、火災警報器の無償配布を実施しており、約700世帯への取り付けが完了しております。

そのほか、地区独自で取りまとめを行ったものや、新築住宅に対する火災報知器の取り付けが義務化された平成18年6月以降の新築世帯を合計しますと、約3,710世帯に取り付

けが完了したことになります。

また、個人で取り付けされた世帯もあり、中能登町全体の普及率は約70%になります。

町では、今後も普及率の向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 坂井議員、防災訓練の項目の中で、小項目の、公共施設の耐震は、どうされますか。

○16番（坂井幸雄議員） 公共施設の耐震については、後ほど優秀な議員さんがおられますので、その方にお譲りしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 70%という、確かに良い数字だと思います。今後また、この話をお聞きしまして、また購入したいという方々がおられましたら、是非とも町で低価格で斡旋をしてほしいと思います。よろしく願いいたします。

その次いきます。農業関係についてでございます。この問題はなかなか難しい問題でありまして、町独自のどうのこうのということなかなか見えないわけでございますが、ただ、大きな基盤整備をするときには、補助金がいただけるので、単独にいかないわけでございますが、ひとつ、中能登独自の案もあろうかと思っておりますのでお聞きしたいと思います。

食料高騰に絡み、生産調整、減反の政策の見直しでございます。最近、食料の高騰などいろいろと問題があります。米の高騰並びに穀物の高騰なんかあります。これは世界的に温暖化による天候不順による生産の減少、又は、発展途上国の人口の増加、また原油高による飼料価格の上昇であります。国際的に自給が逼迫している状態でありまして、1971年から本格的に実施されました生産調整策によりまして、農家の補助金が交付され、米から麦、大豆への畑作の転作を誘導したわけでございます。従来は、面積配分でありましたが、2007年からは、生産者や農業団体、農協など

が主体で生産目標数量で設定しておるわけでございますので、面積でなくて数量なので、いろいろと知恵を絞れば飼料穀物やいろいろ作られるかと思えます。

それで、今後、減反政策に合わせて町長の所見をお伺いしたいと思います。なかなか、町長、一途にいかないと思いますが、どのようなお考えを持っておられるかお聞かせ願いたいと思います。

それと、耕作放棄地を多少なりとも解消するためには、企業の参入は考えられないのかということでございます。今日の新聞でもございましたように、以前には、スギヨさんが能登島で5.6haの面積を借り入れまして、野菜などを栽培しておられますし、これからは耕作放棄地を農家でなかなか手当てができないわけでございます。石川県の農家の平均年齢が65歳ということでありまして、今後10年間では、まだまだ農業に携わる人が少なくなり、企業参入が必要かと思えます。それで、狭い面積をできるだけ有効に利用することが本来の目的かと思えますので、ひとつ、企業参入に関してのご意見を伺いたいと思います。

それと、地域の特産品の能登野菜の栽培の件でございますが、昨年「カラー野菜」の試食会がございました。いろいろと緑黄色野菜で栄養化が高く、体に良いということでございましたので、これをもう少し推進をしていただきたいと思えます。やっていないとは言いませんが、今回の定例会でも、農業振興費で地域特産品づくり、支援事業ということで15万円が計上されております。それ以前にも、当初予算では入っておりますが、少しでも地域の複合経営を目指すためには、ひとつ、どのような取組みをしていけば良いかお聞かせ願いたいと思います。幸いにして、転作作物でネギが少しずつ増えつつありますし、おととしの調整選別機の導入によって作りやすくなり、新規の加入者も中能登では、7、8件増えたと思えます。いろいろと転作の作物

として、もう少し複合経営を目指して、目を横に向けていくためには、少しこれからは「カラー野菜」も必要かと思しますので、その点どのようなお考えを持っておられるか、お知らせ願いたいと思います。以上です。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 農業関係についてお答えいたします。食料価格の高騰に絡み、生産調整の政策の見直しについて、町長はどう思っているかと、そういう質問であったと思います。

世界各地で暴動などの混乱を引き起こした食料価格の高騰は、国内にもその影響を及ぼしております。

農林水産省が、5月2日に、加工食品の価格調査を行った結果を公表いたしました。調査対象とした15品目のうち12品目が最大で25.5%上昇するなど、穀物価格の高騰や原油高による輸送費が膨らんだことが要因となっております。

また、5月28日から、日本が主導して、横浜市でアフリカ開発会議が開催されました。福田首相は、その席でアフリカへの思い切った援助をすることを表明されました。

また、ローマで開催されました食料サミットは、途上国の緊急援助を強調するなどを宣言し、6月5日採択をしております。ここでも、首相は食料価格高騰への緊急追加支援として、5,000万ドルの拠出と、政府が保有する輸入米のうち30万トン以上を国際市場に放出する用意があることを表明いたしました。これまでに1億ドルの緊急支援を行う方針を表明しておりますので、合わせて1億5,000万ドルの支援となります。

このように、最近の国際情勢の中での動きはありますが、国内の生産調整制度に対する見直しは、今のところは聞こえてきておりません。

7月の北海道・洞爺湖サミットでも食料価格高騰問題が重要課題の一つに掲げられようとしているようです。議長国として、

首相の政治決断が注目され、サミットの成果次第では新たな方針が示されてくるものと思っております。

坂井議員の言われますように、中能登町ではどうかということでありませぬけれども、これに対しても皆さん方の意見を聞きながら、それらの意見を県なりへ持っていきたく、そう思っております。

2番目の耕作放棄地を多少なりとも解消するために、企業の参入が考えられないかと、いう質問であります。

農業従事者が減少する中で、国は農業生産法人以外の農業参入を認める法改正を行いました。

平成19年3月現在で参入法人数は、全国で206社、業種別では建設業が76社、食品関係で46社で、全体の約6割を占めております。

そうした中で、石川県でも4月16日、輪島市とかほく市の建設業者の2社が、市町及び県農業開発公社との間で農地の賃貸に関する協定を締結いたしました。

また、七尾市の水産加工会社でありますスギヨモ、キャベツなどの野菜を能登島で自家栽培に踏み切っております。

これらは、農地の賃貸がうまくいった事例でありまして、一般的に、ほ場整備事業完了地区の水田は、担い手農家や集落営農に集積するだけで、現在のところは目一杯であろうと思っております。

かといって、荒れた農地を企業は借り受けてくれるか疑問であります。県農業開発公社が仲介し、企業が農地を選定するときには、少しでも条件の良い地域、そして何らかの支援措置のある地域が選ばれることと予想いたします。

ただ、生産現場では、高齢化、担い手不足が深刻化してきていることは否めません。今後、これらが進行し、こうした農業構造上の問題が、関係者だけでは解決が難しくなるときが、遅からず来るものと思っております。

今のうちに、農業振興地域のほ場は大型に整備し、どうしても担い手や集落営農でやっていけないときには、企業に力を貸して欲しいと思っております。

次に、3番目の地域特産品の能登野菜の支援についてであります。

能登野菜の支援につきましては、1つは、「能登野菜育成七尾鹿島協議会」で、平成17年9月8日に設立されたもので、今年で4年目を迎えます。会員は、県の中能登農林総合事務所、七尾市、中能登町、能登わかば農協及び生産者組織と消費者代表をもって構成しており、役員・理事は12人で、会長は七尾市長であります。

平成20年度は、金糸うり、かもうりを主力食材として位置づけ、県内のみならず、都市圏でのPR活動を行う予定であります。

もう1つは、平成19年7月19日に設立されました「能登野菜振興協議会」であります。こちらの方は、宝達志水町以北の4市5町と7農協、全農石川県本部、丸果石川中央青果株式会社、京阪神石川会など20団体の代表者のほか、有識者として石川県立大学教授、農業ジャーナリストなど、全部で26人が役員となっております。

去る6月3日に平成20年度の総会が開催されました。私もそこへは行ってまいりました。本年度の活動方針として、「能登ふるさと博」などのイベントを最大限に利用するなど、5項目の重点的取組みを決めました。

会長は、能登わかば農協組合長であります。関係機関の強力な布陣であり、市場の動向を分析し、生産者の育成を第一に考慮しながら、安全・安心な能登の野菜を全国に発信していきたいと思っておりますし、今、町といたしましても力を入れておりますカラー野菜等につきましても、町独自のいろんなところへも発信をしていきたいと思っております。これから地産地消ということで、小学校の給食など、そういうところへも拡大していきたいと

そう思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 農業政策で、生産調整、減反の見直しということは、ただ一概に当町だけではならないと思しますので大変だと思えます。

それではひとつ、課長にお聞きしたいと思います。新規需要米ということをご存じだと思いますが、これは遊休農地に米の目的の意志をもってやれば、減反対象並びにその減量に対するカウントがされるということ聞いております。通常の食料米として栽培される米とは別に、米粉用、並びに輸出用、飼料用など特定目的に生産される米を新規需要米といって、遊休農地で省力化並びに消費化、高齢化に対する農業従事者の農産物の省力化、並びに費用の削減の解決の一環として、そのような直播栽培方法をとということであります。中能登町でも田んぼで赤い旗が立っているところが、直播栽培かと思えます。このことに関して、どれだけの方々が作っておられるかご存じだったらお聞かせ願いたいと思えますし、これからは確かに雑草も生えますが、苗も作らなくて良いし、植え付けも簡単でありますので、高齢者に対する省力化の一環だと思えますが、このことに関してお聞かせ願いたいと思えます。

2点目ですが、これは町長にお願いたします。

40数年前に、旧鳥屋では花見月パイロットが、当時の任田新治農政局長の斡旋で開かれまして、酪農組合の牧草ということで、一時やったわけでございますが、その後いろいろと事情があり、今、荒れ放題でございます。あの広大な面積を何か利用できないかということ、常日ごろ、人々が言われておりますが、以前にゴルフ場の関係がございますので、なかなかネットが張ってあるわけでございますが、そろそろ企業でも土建業者でも、誰か

があの広大な面積を何か利用できないものか、また、斡旋していただきたいと思います。せめて酪農や飼料が大変高騰しているわけですので、これにあわせて元に戻って放牧し、牧草を作ってはいかがかなということでございます。その点また斡旋していただきたいと思います。

3点目でございますが、先ほど、いろいろと「カラー野菜」の経緯をお聞きしたわけですが、もう一つ、自給率ということをお願いしたいと思います。例えば、カラー野菜などは、ハウス村で苗を栽培して、その栽培したものを花は各家庭に配達しておられますが、これとあわせてカラー野菜の苗木を作って、各家庭に1株でも良いのですが、やっていただきまして、憩い並びに余暇の利用に役立つのではないかと思います。自給率ということで、少しでも前を向いた方法で行かれれば、沢山の方々の知恵が出てくるかと思えます。まして、肥料なんか汚泥が使われるか分かりませんが、汚泥も肥料も配付して、無料ではなく有料で、カラー野菜の苗木をハウス村で栽培すれば、ハウス村自体も費用対効果が得るのではないかとございまして、この件に関して、もしお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

もう一つでございますが、先ほど、転作の作物の件でございますが、大豆や小麦並びに飼料作物など、転作の水田ビジョンに載っておりますが、中能登町では大豆の方が主力でございますし、ライスセンターもございまして、今、12.5haの小麦を栽培しております。それが、ライスセンターが使用できなくて、羽咋の方に行ってるわけですが、その方々から、是非とも中能登地区で1カ所ぐらいライスセンターを使用できるようにという声があります。運用をいれますと、混入する経緯がございまして、せめて推奨作物だったら、それくらいの配慮が必要ではないかということでございますので、機会あるごとに、

どこか1カ所は時期がはずれますのでお願いしたいと思いますが、その点どのようにお考えか、また要望でございます。よろしく願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

[表 辰祐農林課長登壇]

○表 辰祐農林課長 通告をいただいていたことが幾つかございまして、今ちょっと慌てているんですが、まず、新規需要米のご質問でございます。新規需要米につきましては、議員おっしゃったように、飼料、パン、麺など穀物の代用になる米の粉、それからバイオエタノールの米、これらが対象でなかろうかと思えます。国内で調べますと、例えば、米を飼料用の米にしているというところは、山形、青森、秋田等々がございまして、石川県では、その事例等はあまりございません。理由は、やはり、たとえ農家の方でそういう意向がございまして、受け入れをしてくれる畜産農家の方で、それを望まれるかどうかということが問題になってくるかと思えます。いわゆる、農家の方で飼料として米を作りましても、その出来栄いかによっては、受け入れをされる畜産農家がそれを食べて、果たして牛が無事に今までどおり牛乳を出してくれるかどうか、そういったところが疑問と申しますか、データがあまりないので、そういったことが思われます。

もし、これをやるということになりますと、実需者等の販売契約、これらがまず合意するというのが前提になりますし、それから主食用米への横流しの防止等、こういったようなものも制約していくということで、もしそれをやるようになりますと、5月20日までには地方の農政局長へ届け出ることになっておりますが、先ほど言いましたように、飼料米にしましても、米粉にしましても、当県ではあまり事例がないと思われます。今後、そういう要望が出てきましたときには、積極的に取組んでまいりたいと思います。

それから、パイロットの利用地のことでございます。先ほど、議員もおっしゃいましたように、鹿西牧野組合、昭和44年に設立をいたしておりますが、以後、解散をされ、そしてまた、民間主導による開発計画等も浮上いたしました。開発業者による土地の全部の取得の前に、計画が暗礁に乗り上げて現在に至っていると、そのように理解をしておりますが、そのような事情を十分ご承知の上でのご質問でございますので、パイロットの活用という点にだけお答えさせていただきますが、平成16年度から「眉丈が丘生産組合」という団体の方々が、源助大根の栽培に約3ha取組まれております。コンビニエンスストアのセブンイレブンのおでんの材料として、また、七尾市のスギヨさんの方との契約栽培もなされてきているところでございますが、近年、残念ながら高齢化を理由に、栽培面積の大幅な縮小をされております。1ha弱というようなことを聞いているわけでございますが、今後は、生産組織の強化を図りながら、大変、風光明媚ないいところでございますので、何とか草地を活用できないかと思っておりますので、また情報等がございましたら、教えていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、3つ目の「カラー野菜」の普及ということでお尋ねがございました。高齢者の方々に、簡単に、例えば、カラー野菜等を作っていただいて、身近なところで販売ができないかというようなことであろうかと思いますが、趣旨は大変に良いことであろうと私も思います。ただ、地産地消でそれをやられるというようなことで、中能登町だけで、狭い地域だけで作られる。おいしいなと言って満足できるだけならば、それでいいんですが、中能登では、カラー野菜として去年から取組んだ以上は、やはりこれから、ホップ・ステップ・ジャンプといえますか、伸びて、一大産地化を一応目指しているわけでござ

います。そうしたときには、先進地に学ぶ必要性もいろいろとあろうかと思えます。先ほど、町長の答弁で能登野菜の協議会の中で、丸果青果とか全農とか、それから農業ジャーナリストというような方々の構成がされているというふうにおっしゃいましたけれども、なぜそういう方々がメンバーに含まれているかということ、お気づきだろうと思いますが、少しお答えさせていただきますと、お年寄りの生きがいにつながれば良いということであり、長い経験をお持ちのお年寄りでございますので、大根やブロッコリーやキャベツやアスパラガスといった、今、カラー野菜で取組んでいるそれぞれのカラー野菜は、多分、種さえ手に入れば、それ相当のものは作っていただけだと思います。それを「ママさんコーナー」等で町の人たちに買ってもらい、食べてもらう。そうすれば作った人も良い、買った人も良いということになるんですけれども、そうであるならば、町は別にもったいぶって種を抱えているわけではないんで、どんどん、どんどん作ってもらえば良いわけですが、先ほど言いましたように、これから産地として伸びていこうということは、時には、一つ重要なことを考えなければならないなと思います。それは、まず、正真正銘の種、それは混じりつけのないもの、それに適した土、肥料、栽培管理、そういったものの外に殺虫剤、殺菌剤、それらを全て決められたマニュアルどおりに作っていただく、そういうようなことがあって初めて中能登町のカラー野菜であるというレッテルを貼って、そして市場の方へ出されるということになるかと思えます。市場の方へ運良く出したとしても、そこでおいしさとか鮮度とか値段といったような産地間の厳しい競争というのが待っているわけでございますけれども、そういったようなことにも十分応えられるだけの気構えも必要になるかと思えます。

何年か前に視察に行かせていただきました。

その時の言葉が非常に印象的で、今のカラー野菜に関連しますので、ちょっとご紹介をさせていただきますが、これからの暑い時期に首都圏でナンバーワンの人気になるという「だだちゃ豆」というんですけれども、お聞きになられたと思いますが、これは、名付け親が旧庄内藩の藩主で、長い間守られてきた、いわゆる山形県の枝豆でございます。単なる枝豆なんですけれども、非常に人気が良い。この枝豆の種というのは、いまでも門外不出でございます。非常に厳しい管理をされておりまして、第三者には、その種が渡らないという仕組みになっているそうでございます。理由は、種が第三者に回ったばかりに、変なものができて、変なものが流通した。その結果、山形の「だだちゃ豆」はこの程度かなんていう印象を与えられたときに、せっかく培ってきた長い間の産地が、一回にして崩れてしまう。そういうようなことがあります。

それから、議員も前におっしゃいましたけれども、平成18年から残留農薬基準のポジティブリスト制度というのが始まっております。規定以上の農薬が残っていたりしますと、出荷もできない、食べたりすることもできないというような、非常に厳しい制度でございますけれども、数年前に金沢の梨が指摘されまして、使ってはいけない農薬が使われていたというようなことが判明して、これも当時は市場から追い出されたような格好でございます。こっそりと出して市場の抜き打ち検査で見つかる場合がないとも言えませんが、その場合は、容赦なく産地としての名声というのは切り捨てられてしまうわけでございます。

そういうわけで、決してカラー野菜の特定の人だけに栽培を限定しようとしているのではないわけでございます。決められたとおりのマニュアルに従って、農協の営農指導部、あるいは県の農業振興部の技術指導をきちっと守って行っていただければ、ご高齢であっても体の続く限り、むしろ大いに頑張ってい

ただいて、中能登町の産地化に向けて力を貸していただければ大変にありがたいと、そのように思っております。

それからもう1つ、小麦のライスセンター使用の件でございますが、実は、私もいま初めて拝聴いたしましたので、もう少し実態を調べさせていただいてから、農協等の方に相談をさせていただきたいと思っておりますし、また、町長の方からも働きかけをさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 坂井議員に申し上げますが、一般質問は通告制になっております。そして、注意事項で質問の要旨は具体的に記載するというようになっております。いま、表課長が答弁した4点、これは質問の要旨の中に入っておりませんので、今後注意して下さい。

坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 先ほど、農林課長が言われたブランドで制限しようということでございますが、農薬の関係とかいろいろとございますが、ひとつ、ネギ栽培の方々の跡地で利用できないかということを考えていただければ、この方々は肥料、農薬等は大変制限されてやっておられますので、今後、その方々にも指導のほどをしていただければ良いのではないかと思います。答弁はいりません。

その次は、サマータイムの件でございます。この件に関して、温暖化によることが、大変いろいろと問題化されております。サマータイムの導入については、国会でも超党派の方々がいろいろと議論されて、日の出の早い3月から10月頃まで実施してはどうかということでございます。照明や余暇の有効活用で北半球の70カ国がこれを採用し、日本でも1948年、私らの子供の頃から4年間ほど採用されたことは覚えております。外国では、環境意識の高まりを背景に経済協力開発機構、OECDが加盟30カ国の中に日本も含めて3カ国がまだ導入されていないわけでございますが、この導

入に対してはいろいろと良いところ、悪いところがございます。これからは論議されるわけでございますが、今、北海道でも札幌を中心として6月2日から試行的にやっておられるわけでございますし、110企業が参加しておられます。そこで、いろいろとこれから議論の段階でございますが、コンピュータとかいろいろと役割がありまして、なかなか制限されるかと思いますが、全国的にやらなければいけないわけでございますので、町独自でやるというわけにはいきません。それで、このことに関して町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 サマータイムについてお答えいたします。サマータイムとは、夏の間、太陽の出ている時間帯を有効に利用する目的で、時計時間を早めて、それに合わせた生活を送る制度であります。

緯度が高く夏の日照時間が長い欧米諸国などでは、一般化している地域もあると聞いております。

日本では、1948年から1951年までサマータイムを採用していましたが、公務員と一般社員の出勤時間の一致で交通機関が大混雑したこと、また、農家の生活リズムが崩れたなどの理由により廃止されました。

それ以来、1995年頃から省エネ目的で再導入が検討され始め、日本全体では、まだ実施はされていませんが、高緯度の北海道では、議員も言われましたように、2004年から試験的に道内の企業や官公庁に対して、勤務時間を1時間繰り上げるよう呼びかけており、今年で3度目の実施となり、これから定着していくことが期待されております。

サマータイムの導入効果は、日の出の早い夏に時間を早めれば、照明や冷房費の節約、明るい時間に仕事を終われば、余暇時間が増えて消費が拡大するなど、省エネや経済波及効果が期待できるとされています。

一方では、日本のような夜型タイプが多い国では、睡眠リズムが乱れることによる健康への悪影響が懸念される外、近年は冷房が各家庭に普及しているため、帰宅時間が早まると冷房需要が増え、かえってエネルギー消費が増えるなどの問題があるといわれております。更に、交通機関や金融機関などのシステム変更の負担や労働時間拡大の懸念などもあります。

サマータイム導入にあたっては、こうした問題の解決策を国・県レベルで慎重に検討を進めていく必要があり、中能登町といたしましては、まだ何とも言えないというようなところでございます。以上です。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 先ほど、サマータイムについてはいろいろとご意見があって、一存にいかないというわけでございますが、昔から「早起きは三文の得」ということがございますので、「早寝、早起き、早飯」ということで、三拍子揃ったら大変健康に良からうかと思っておりますので、議会と執行部側と議論をされまして、せめて全面的でなくても、役場の職員の半分ぐらいは時差出勤ぐらいして、試行的にやっていただき、結果を見れば良いのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。それではこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（田中治夫議員） 次に、2番 諏訪良一議員

[2番（諏訪良一議員）登壇]

○2番（諏訪良一議員） それでは、2件について質問したいと思います。

最初に、使用済み食用油の処理についてであります。一般家庭や業務用及び学校給食センター等から排出される使用済み食用油の処分には、それぞれ大変困っており、町として何らかの対処をしてほしいとの声が、町民の方々や関係者からかねがね聞かれ、その都度、町担当課へもその回収方法等についての調査

を依頼してきたところです。

一方、七尾市においては、既に市内の委託業者の施設で環境に優しい燃料として再生し、市所有のトラックの代替燃料の一部として使用されているようです。

また、県においては、エコギフト事業、これはまだ仮称の段階だそうですが、本年度創設して、学校教育における一層の環境保全意識の高揚を図ろうとしています。調理場から排出される厄介な食用油の廃油処理を通じて、地域と学校教育がタイアップして、一層の環境保全意識の高揚運動を展開すれば、一石三鳥とでも言われるのではないのでしょうか。

そこで、この件についてどのように町としてお考えでしょうか。また、今後、どのように対処していこうとしておいでなのかについて伺いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の質問にお答えいたします。使用済み食用油の処理について、町はどのように考えているのかということであります。使用済み食用油の処理については、少し前のこととなりますが、女性協議会等で石鹼づくりを積極的に行っていると聞いておりました。

また、最近では、バイオ・ディーゼル燃料、略称BDFとして再利用されていることは、地球温暖化防止対策をはじめ、環境保護の観点から、誠に有意義なことと思っております。

このBDF使用のメリットとしては、二酸化炭素の新たな発生を抑える。通常廃棄物として処分をしていた油を再利用することによるゴミの減量化。現在市販のディーゼル車を、新たに改造することなく利用できる。燃費は軽油と変わらず、黒煙の発生は3分の1になるなどがあります。

しかし、現時点では、幾つかの問題も残されております。精製課程において、処分が難しいグリセリンが副産物として発生する。食用油の様々な油脂が不安定になりやすく、不

完全な燃料として使用すると、金属の腐食、ゴムや樹脂部分の劣化等が故障の原因として報告されております。

また、車が故障した場合のメーカーの有無、保証の有無、また、発熱量が低いなどがあり、導入の際には考える必要があると思います。

そして、現時点では、これに取り組んでいる全国の自治体のほとんどが、まだ実験段階にあります。

しかしながら、隣の七尾市では既に、公立の中学校や病院から排出される使用済みの食用油を業者に回収・精製させ、市の公用車両に利用しており、経費面では軽油の7割程度の燃料費で済むと聞いております。

そこで、「今後の対処」という2つ目の質問の答弁になりますが、町といたしましても、まず第一段階として、小中学校の給食センターなどから排出される使用済み食用油を利用し、そこからできるBDFを購入し、公用車に使用するという取組みができないか現在検討しております。

また、将来的には、町内の飲食店やスーパー、また一般家庭から排出される廃食用油のBDF化についても、住民の皆さまの協力をいただきながら、推進していきたいと考えております。

使用済み食用油の再利用については、先にも申し上げましたとおり、地球温暖化の防止やリサイクルの推進、地球環境への配慮といった観点からすれば意義深いものがあり、ほかの自治体の取組み等も参考にしながら、積極的に実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） どんな良いことにも裏腹のあることはご承知だろうと思います。今度の場合は、環境保全意識の高揚というのが大変重要になってくることと思います。そういうことから検討しても、学校教育の場で、これらの推進を図ろうとしております。そう

いうことから、学校教育における環境保全意識の高揚に現在どのような指導がなされているのか、また今後、どのように指導されようとしているのかについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

[池島憲雄教育長登壇]

○池島憲雄教育長 今ほど、ご質問いただきました、学校現場でどのような環境対策、省エネ指導をしているのかということだったかなと思います。

それぞれの町内の学校でも、子供たちなりに省エネ、いらぬ教室の電気を消すとか、水を節約するとか、そういうような基本的なことについては頑張っております。もちろん私たちが目指しております統合中学校の建設にかかわりましても、そういう省エネの面からもいろいろと検討をしておりますし、私たち、新年度から、今年は少し遅れたわけですけれども、新年度より、町内の学校でそういうことを積極的に検討をして取り組んでいく、そういう学校指定というものも考えております。少しずつそういう面での具体的な活動を通して、教育的に意義のある活動を進めていきたいなというように思っております。今のところ、積極的にこのようにという、それぞれの学校で統一した取り組みにはなっていないという、そういう現状です。これから頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） このことにつきましては、おそらく県からもエコギフト事業についての指導がおりてくると思います。その時に、教育長としては、どのようにこの事業に取り組んでいかれようとしておいでなのか、その気構えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 環境問題というのは、地球規模の大切なテーマであり、教育的な課題でもあります。先ほどもお話したわけですが

れども、新年度に町内の学校に指定をいたしまして、環境問題を積極的に教育活動にどのように進めていけば有効になっていくのかというあたりを、必ずやっていきたいなというように思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 環境保全意識の高揚、町ぐるみの運動として、今後展開していただきたいということを要望して次に入りたいと思います。

2つ目には、ふるさと納税制度についてであります。ふるさと納税制度が、改正地方税法の成立に伴ってこの4月からスタートしております。制度のねらいは、地域間の税収格差を是正する手段の一つとして創設されたことは申すまでもありません。初めての試みでもあり、実際に取組んでみないことには、どのように対処すべきか、また、いかほどの寄附を受け付けられるか想像すらできない制度であろうと思われれます。

先般、県及び県内19市町の対応実態が新聞で報道されました。そのPRの手段にもかなりの濃淡があるように見受けられました。当町においては、町出身者に広報誌を発送と掲載されていましたが、寄附の獲得にあの手この手のPR活動が展開されている中で、広報誌の発送のみでは、先様に寄附を募る町の意気込みが十分に伝わるのがなく、また、理解してもらえないのではないかと危惧するものであります。そこで、この制度に対する期待を町長はどの程度持っておいでなのか、また、今後のPR活動の展開と運用をどのように考えておいでなのか、ということについて伺いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ふるさと納税制度に対する期待度についてという質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、ふるさと納税制度は、「ふるさと」を応援したいという納税者の思

いを実現するため、地方公共団体に寄附した場合、個人住民税及び所得税を一定限度まで控除する仕組みとして創設されたものであります。

この制度は、中能登町にとって新たな収入源となるかは、現時点では未知数であります。財政的には余裕が生まれるかというようなところまではいかないのではないかなと、期待は大変しているところでもありますけれども、今のところは未知数であります。

町といたしましては、この制度によって、まちづくりを一緒にしていきましょう、という機運を高めるものだとして現在理解しており、中能登町、地元の皆様はもとより、中能登町ゆかりの県人会などの皆様などのPR活動を行っていききたいと、思っております。

おかげさまで、この1カ月で、3件のふるさと納税をしていただきまして、喜んでいただいております。

2番目のPR活動の展開と運用についてということになります。

まず、PR活動につきましては、先ほども申し上げましたとおり、中能登町の地元の皆様はもとより、中能登町ゆかりの県人会などの皆様へのPR活動を積極的に行っていきたいと思っておりますし、また、町の広報やインターネットを活用したPRを展開していききたいと思っております。

現在、町では、町外の方々に1,300部の広報誌を送っております。そういう中で、県外の方々には、もう少し納税制度に対するお願い、また、いろんな情報も濃密にして、お願いもしたいと思っております。

次に、運用についてという質問ですが、今議会では、ふるさと応援基金の設置条例を上程しております。

提案理由の中でも申し上げましたが、ふるさと応援基金に積立て、その上で中能登町総合計画に掲げる主要事業の財源として活用させていただきたいと、考えているところであ

ります。以上です。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） お聞きしますが、広報誌というのはこれですか。これは広報誌ではないわけですね。もうちょっと分かりやすいわけですね。これは、この前全協でいただいた資料です。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

[服部顕了参事兼総務課長登壇]

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。先般、皆様方にお渡ししました資料につきましては、ふるさと納税を受けて、どのように、使っていくかということでお示した資料でありますので、町の広報は広報として、その中から抜粋して使途、申請手続き等を紹介したのになります。

また、その内容を町のホームページに見易いように整理をして、掲載していくという周知活動になりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） ただ、私このパンフレットを見て気づいたのは、振り込みの際、手数料が発生した場合は、寄附される方でご負担いただきますようお願いいたしますと、この文章に大変引っかかったわけですが、このあたりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。基本的には、ご寄附いただいた方の責任といいますが、思いを持ってご寄附いただき、振り込み手数料ももっていただけたらありがたいなと、そういう思いであります。以上であります。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） せっかくの良い制度であります。運用の方が先走っているような感じもするんですが、問題はどの程度受け

付けできるかが鍵ではなかろうかと思えます。そういうことから、お金をお願いするときには、パンフレット、広報誌の発送くらいでは物足りないのではなかろうかと思えます。やはりある程度、担当の課を設けたくらいで、積極的に今後、取組んでいっていただきたい。このことを要望して質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） ここで10分間、休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。執行部におかれましては、簡潔、明確な答弁を願います。

次に、10番 武田純一議員

[10番（武田純一議員）登壇]

○10番（武田純一議員） 私は、今回、統合中学校の建設に地球温暖化防止対策等についてと、ほ場整備事業に伴う町・区の境界設定について質問をいたします。

まず、統合中学校建設について、この6月定例議会において、議会の立場として議員全員、ただし、議長はオブザーバーによる特別委員会が設置される運びになっております。

この統合中学校建設には、従前とは異なり、地球温暖化による異常気象対応、石油の高騰、代替燃料としてのトウモロコシ等を燃料とするエタノール生産など、穀物等の高騰により食料不足が顕在化してまいりました。学校建設にも、地球に優しいエコスクール化が求められております。教育現場として、環境を考慮し、児童生徒の環境教育に資することが求められると思えます。私は、中能登町水白にある町立つくし保育園建設時に際して、ソーラー発電装置の設置を提言いたしました。当時、碁石が峰には、県下でも珍しい風力発電があり、里には太陽光発電装置つくし保育園を設置すれば、自然の恵みをエネルギーに変換できるのであります。ご存じのように、つ

くし保育園は、田園地帯での建設であり、太陽の恵みを十分利用できる好適地であります。

更に、当時、通産省では、災害時に避難した方々に、避難生活に最小限度必要な2日分の電力を備蓄すれば、2,000万円の補助金が交付される助成事業がありました。この事業に是非取組んでほしい旨提言しましたが、町当局、議会ともに判断は、太陽光発電は降雪地帯には効果が少ない。また、認知されていないとの判断で不採用になりました。今日ではいかがでしょうか。太陽の恵みを電気に変換するソーラーパネルが住宅の屋根に、敷地内に多く設置されております。そこでお尋ねいたします。統合中学校検討委員会において、省エネ対策について検討、議論されたのでしょうか。また、そのような資料を提供されたのかお答え願います。

通産省では、一般住宅用太陽光発電装置に関する補助事業は、平成17年度で終了しております。当町のクリーンエネルギー有効利用の取組みはどのようになっているのでしょうか。バイオマス利用も含めた政策をお答え願いたいと思います。

さて、文部科学省では、学校施設に環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設を整備するとともに、未来を担う子供たちが環境問題を身近に感じられる工夫を行うことが重要であると位置づけ、環境教育の教材として、活用できる学校整備推進を目的としたエコスクールモデル事業が実施されております。このことについても、検討委員会で審議検討されたのかお答え願いたいと思います。文部科学省のみならず、経済産業省、環境省とそれぞれのメニューによる公的支援制度もあるそうです。老婆心ながら申し上げます。文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課では、資料は県を通じて各市町に配付されていると伺っております。当町では、まだ、建設予定地も決まっておりません。十分に間に合うと担当課の方からの回答でございます。2月受

付、3月末日までだそうです。このことを踏まえて答弁を願います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、武田議員の統合中学校における地球温暖化防止対策に関する3つのご質問をいただきました。近年の環境問題への意識の高まりの中で、環境に配慮した施設づくりというものが非常に重要になってきております。含めまして、省エネルギー対策や新エネルギーの導入などは、積極的に取り組むべき課題だというように受け止めております。

ご質問の1番目、省エネ対策について建設委員会で審議したのかというご質問であったかと思えます。統合中学校建設委員会では、建設の基本方針として5つの柱をたてております。その一つに、地球温暖化に配慮した環境に優しい学校づくりというのが入っております。具体的には、空調設備や照明設備、冷暖房効率を図るための断熱工法、緑化・植栽、地中熱、あるいは雨水といったそのようなものの利用などが中心になってくると思われます。省エネ対策として、実際にどのテーマを取り入れていくのかというようなことにつきましては、今後、建設用地が決まった後、基本設計の中で更に協議して決めていきたいなというように思っております。

それから2番目、町のクリーンエネルギーの取組みについてのご質問であったかと思えます。町では、啓蒙普及を主な目的といたしまして、太陽光発電装置の導入や太陽光発電と風力発電を組み合わせたハイブリッド型の街灯、また、太陽光発電のみによる街灯、時計などを補助金を活用して導入してまいりました。

また、一般住宅を対象とした太陽光発電装置の設置に対しましても、補助制度を設けているところであります。

なお、廃油を利用した自動車の燃料とか、給食の残飯、あるいは廃材のチップ利用など

のバイオ化につきましては、今後の課題でないかと思っております。

それから3つ目、最後ですけれども、省エネを考慮した学校施設のパイロット・モデル事業であります。未来を担う子供たちが環境問題を身近に感じられるように、エコスクールモデル事業を統合中学校に導入することは、極めて意義のあることであります。冒頭にも申しましたけれども、統合中学校建設委員会では、5つの建設基本方針の中に、環境にやさしい学校づくりを掲げております。委員会の中でも検討もしてまいりました。エコスクール化につきましては、今後、具体的に教育活動の中身の問題とも絡めながら、どういうタイプの事業を取り入れれば、最も効果的なのかというようなあたりも検討をして、明らかにしていきたいなというように思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私は、先ほど申し上げた中に、文部科学省だけでなしに、経済産業省、それから環境省などと申し上げたと思えます。インターネットで検索すればそれが出てきます。是非、そのことを検討委員会の方で、資料を提示されまして、検討をして地球に優しい、それからその環境教育が目に見える学校に、是非つくっていただきたいと思えます。これは、通告に書いてありませんが、要望の中で、私はN地50に関しまして、しつこく質問しましたですね。ある方は、「東京湾で建物が建っているものだと、どれだけ地面が軟らかくても金さえ出せばできるんだ」という議員の中から発言もございました。私は、それは間違いだと思えます。建物を建てるときに、費用が多くかかれば、これは省エネではございません。省エネというのは、安く、なおかつ安全にできるのが省エネだと思います。このことを是非、肝に銘じておいていただきたいと思えます。

それでは、2番目に移らせていただきます。

ほ場整備に伴う町・区境界の設定についての質問でございます。5月のある日、固定資産課税明細書を持参され、記載されている土地が、現地にはあるんですが分からなかったと。その時に、公図の写しも持参されました。私は、この公図の写しを見てびっくりしたのであります。と申しますのは、区の境界が変更されていたからであります。関係者立会いの上で境界設定したにもかかわらず、更に変更を後任の区長、3人の方にお尋ねしたんですが、一切そういう話は聞いていないということでございます。この町・区境界設定には、当時の旧鹿西町の担当者、旧鹿島町の担当者、能登部上区長、久江区長、尾崎区長、小竹区長、測量会社職員が立会い、境界を設定したのであります。町・区界は、区長の立会いで決めるべきであり、個々人の耕地の境界は土地改良区で協議により決定すればよいとの見解に基づくものであります。私は、町・区境界に苦い思い出があります。それは、7号排水路横の能登部上区が主体で実施されたほ場整備事業でございます。この事業終了後も、旧鹿島町には該当地籍の公図は全くなかったものであります。当然、小竹区でもありません。この事業終了後も、旧鹿島町には当該地籍の公図は、土地改良事業で閉鎖されたままであります。町・区には公図、地番もないまま月日が経ち、当時の旧鹿島町税務課に要請し、初めて法務局から公図を取り寄せた、いびつな公図でありました。旧鹿島町担当者の言い訳は、「鹿西町が事業主体であり、鹿島町は全て任せてあった」と、そして、町境界さえ定めてなかったのでございます。後世に禍根を残さないために、先般述べました、境界の設定を関係者立会いの上で設定したのであります。

そこで、お尋ねいたします。町・区の境界設定の手順はどのようにするのか。そのための必要十分条件をお答え願います。また、各区で大切に保存してあります、明治19年頃の

地図には、隣接して関係区長の押印がなされております。何ゆえでしょうか、後世に醜い境界争いの憂いをさせないためでございます。境界設定後の一部手直しする際の手順をもお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 詳細については、担当課長より説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

○表 辰祐農林課長 お答えいたします。まず、境界設定の手続きでございますが、町及び地区、字及び小字でございますが、その境界変更をする場合には、地元の原案に基づき換地計画書が作成され、権利者会議が行われて換地計画が決定されます。

あとは土地改良法の手続きによりまして、換地計画の公告縦覧をしたあと、15日間の異議申し立て期間及び異議申し立てがあった場合は、その日を含めて60日以内にその処理を経たあとで、換地計画が確定されることとなります。

これを受けまして、まず町議会に町及び地区の境界変更の承認をいただくこととなります。その後に県議会にも市町境界変更の承認をいただき、更に町議会には、字界変更の承認をいただくこととなります。

そして、換地処分、換地処分公告、換地処分登記という流れになります。

第2点目の境界設定の必要十分条件ということでございますが、境界確認の現場立会いにつきましては、一般的にはまず、関係集落の区長及び役員の方、そして、その地区のほ場整備事業組合の組合長、通常は工区長さん。ほ場整備が複数地区にまたがる場合は、それぞれの地区の工区長及び役員が、また集落によっては生産組合長も立会いに参加されるところもあるようでございます。当然、町の担当者も立会いをさせていただきます。

第3点目の境界設定後の一部手直しは、ど

のようにするのかということですが、議会の議決後に、明らかにそれを変更せざるを得ない状況になったときには、今ほど言いました関係者の方が現地で再度確認をしあったあとに、同様の手続きを経て、議会の再議決が必要になります。議決をいただきましたあとは、県知事に対しまして、市町又は字の区域の変更等の調書、それから、議会の議決書の写し、市町又は字の区域の変更を必要とした理由書、経緯等、それから関係の図面を添付して届け出るようになっております。

知事は届け出を受理したあとは、直ちに告示されます。

市町又は字の区域の変更等の処分は、知事の告示により効力が生ずるものでありますので、石川県公報に当該告示が登録され、手続きが完了となります。

知事は告示をした後、町長及び金沢地方法務局長に石川県公報を添付して、通知することになっております。以上、手続き、手直し等のお答えとさせていただきます。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 先ほど申し上げました、7号排水路の所にあります小竹の工事です。3筆あります。これの正式な登記が終わったのは、平成17年3月です。それまで正式な登記には、なっておりませんでした。そうしますと、その地籍に関しましては、知事の告示、これは平成17年であったのか、このあたりを明確に答弁願います。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

○表 辰祐農林課長 お答えいたします。県営ほ場整備事業久江地区においての件、それから県営ほ場整備事業鹿西地区においての件だと思われませんが、久江地区におきましては、平成13年2月4日に久江保育所において権利者会議が行われております。先ほど言いましたように、それ以後に法的手続きに従ってなされていることですので、いまそのように申されても、少し事実関係を掌握して

おりませんので、お答えできません。また状況を調べさせていただきたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 先ほど申し上げましたように、小竹のフの部を、これは久江と上村の方も関係ありますけれども、それに関しまして、役場の担当課、旧鹿西の担当課も出ております。旧鹿島町の担当課も出ております。それから、関係区長、この方も立会いをしております。それから測量会社の方も参加しております。それで、杭があったのがなくなっております。このことも、もう一度調査されまして、私の方へ回答を寄せていただきたいと思います。今、お見受けすると、表課長は足の運びもおぼつかないような気がしますので、健康に留意されまして、私のお願いした回答を一刻も早く届くようお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田中治夫議員） 次に、4番 宮下為幸議員

[4番（宮下為幸議員）登壇]

○4番（宮下為幸議員） それでは、今回6月議会に2つの質問をしたいと思います。

1点目は、四川大地震を受けて、2番目は、地場産給食の取組みについてということでお聞きしたいと思います。

1点目の四川大地震を受けて、四川大地震では、6万9,000名の方が亡くなり、今現在1万6,000名の方が取り残されている状態になっております。1995年の阪神・淡路大震災、2004年の中越地震、2007年3月の能登半島沖地震、まさかの2007年7月の中越沖地震、この中越地震では、2004年から2007年といった、近年にない短いスパンでの震災であります。小中学校の耐震化、住まいの地震構造に対する意識が高まっていると思います。今後も地震が10年以内に5%の確率で発生するという統計が国土交通省から出されています。中能登町には、耐震構造になっていない小中学

校があります。早急な対応が必要ですが、どう考えているのかをお聞きしたいと思います。

そして、20年度予算でも、一般住宅を対象として耐震診断モデル事業補助金が出されています。県でも27年度までに7万6,000戸の耐震性のない住宅の耐震化を目指しています。一般住宅の耐震補強診断の流れについて、各自治体の改修工事の動向はどのようになっているのか、町もすぐに進めていく必要があるのではないかと、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどいただきました耐震の工事の状況については、課長が大変詳しいので、課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長
[堀内浩一教育文化課長登壇]

○堀内浩一教育文化課長 それでは、宮下議員からご質問がありました、中能登町の小中学校の耐震化についてお答えいたします。

昭和56年に新耐震設計基準が施行されて、昭和57年以降の建物では、耐震工事は不要となっている状況でございます。それ以前の建物は耐震工事が必要とされています。

町内では、木造の久江小学校を除く町内の8小中学校のうち、平成2年完成の鹿西小学校と平成12年完成の鹿西中学校につきましては、耐震工事は不要となっております。昭和55年完成の鳥屋中学校は、平成17年度に耐震工事を実施しております。また、鳥屋小学校につきましては、昭和50年の完成となっておりますが、平成18年度に耐震工事を実施しております。それから越路小学校につきましては、昭和55年の完成ですので、耐震工事の対象になっておりますが、耐震診断の結果、比較的倒壊等の危険は低いというそういうランクのものとなっております。

次に、滝尾小学校につきましては、校舎棟が昭和48年の完成ですので、調査の結果、耐

震工事は必要とされています。なお、体育館につきましては、昭和60年の完成のため耐震工事は不要となっております。

御祖小学校の校舎棟については、昭和50年と53年の2回にわたって建設されておりました。診断の結果、いずれも耐震工事が必要とされています。このうち、昭和50年に建設されました特別教室棟につきましては、校舎棟よりも耐震度は1ランク低いものとなっております。なお、体育館につきましては、昭和61年完成のため耐震工事は不要となっております。

次に、鹿島中学校でございますが、昭和37年の完成ということで、校舎棟につきましても、体育館につきましても、耐震工事は必要となっております。このうち、体育館の耐震度は、校舎棟よりも一段低いものとなっております。

以上から、久江小学校を除きます鹿島地区の小中学校の耐震工事が必要とされております。この中で、耐震診断の結果、御祖小学校の昭和50年完成の特別教室棟と昭和37年完成の鹿島中学校の体育館が耐震度が最も低い状況となっております。

これらのことから、統合中学校の建設を早急に進めるとともに、鹿島地区の小学校の統合化・耐震化の具体的な方向性を早急に進めなければならないと考えております。どうかご理解をいただきたいというように思います。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員の質問にお答えします。

耐震改修工事に至る一般的な流れとしては、まず、建築士等専門家が行う耐震診断、一般診断であります。これを実施し、診断結果に基づき補強設計を行い、耐震改修工事を実施します。

平成19年度策定の「中能登町耐震改修促進計画」で、町内一般住宅の耐震化率は平成18

年度末時点で、全体の41%にとどまっております、県平均71%を大きく下回る現状となっております。

そこで町では、今年度、耐震改修工事への関心や知識を深め、その重要性の普及・啓発を目的とした「木造建築物耐震診断モデル事業」を創設いたしました。

この事業は、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断、簡易設計を行い、耐震改修工事の内容や費用を建物の規模や年代ごとに調査するもので、診断費用については全額、簡易設計は費用の2分の1、5万円限度でありますけれども、併せて補助する制度として、6月12日より10件の募集を開始したところであります。

本事業を契機として、住宅耐震化への関心を高め、更に平成21年度には、耐震改修工事への助成制度の導入など、安全・安心のまちづくりに向けた取組みを積極的に推進していきたいと考えております。

次に、自治体の耐震改修工事の動向についてであります。県内19市町のうち、現在は金沢市をはじめ11市町において耐震改修工事助成制度を設けており、8市町が制度創設に向け検討中の段階であります。

また、制度化している市町の補助制度内容については、耐震診断の補助限度額が5万円（宝達志水町）から12万円（金沢市）であります。耐震改修工事の補助限度額が40万円（羽咋市、宝達志水町）から130万円（金沢市）となっております。

能登半島地震以後、各市町では耐震化促進に積極的に取り組んでおりますが、耐震診断補助についての実績は少しあるようですが、耐震改修工事補助についての実績はほとんど進んでいないというのが現状であります。以上です。

○議長（田中治夫議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 小中学校の耐震化が、課長の答弁では、なされていないという

ような、まだこれからする必要があるということをおっしゃいました。

今国会で、自民党議連が98%の負担法案を出していますが、多分にして、今国会で通ると思います。そういう中で、もしその法案が2～3%の負担、町が負担ということになれば、本当にすぐやるのかどうか、やられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。それと、耐震の住宅なんですけれど、今、民間会社は新しく新築する家に対して、この診断化ということで、民間会社が躍起になってというか、一生懸命力を入れてやっているそうです。これをやりますと、かなり金額がかかると、それで新築された家でも、一遍にすると結構なお金になるらしいものですから、何回かに分けてその耐震化をされるということをお聞きしております。町でも、これから、昨日、おとといの新聞でモデル事業をされるということになりましたが、今、町長の答弁をお聞きいたしても、本当にまだ浸透性のない、地震がこれから短いスパンできているのに、本当に不安ではないのかなという気持ちがいたします。この小中学校のことも含めて、沢山の子供たちが亡くなっているわけです。普通住宅に関しても、お年寄りの方がいっぱいおいでます。そういう中で、中能登町はどれくらいの、要するに今7万6,000戸、石川県にあります。中能登町でその戸数がもし分かれば、50年度以前ですね、それが分かればお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 澤土木建設課長

[澤 賢造土木建設課長登壇]

○澤 賢造土木建設課長 宮下議員の質問にお答えします。現在、18年度末の調査では、中能登町では5,970戸の住宅がございまして、耐震性がないという判断をされているものは3,550戸ございます。それが、耐震化率、中能登町の41%ということでございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 四川大地震以後、大変、日本に地震に対して、公共建物、特に学校等の関心が多くなっておりまして、98%、私は90%かなと、そう思っておりますが、それはともあれ、今、仮りに98%ということになれば、おそらく全部の地域が手をあげると思います。そういう中で、それが通ったらどのようになるのか、それが国として財政で全部できるのか、おそらく統合があったり、また、いろんな計画があれば、それから、危ない順番、そんな順番も多分あると思いますので、これらにつきましては、もう少し国会に通った後の制度を見まして考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（田中治夫議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 今、町長が言われたように、通れば、是非、早急に対応を考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

地場産給食の取組みについて、今、日本の自給率は、先ほどからも悪いということで、39%ということで、日本自身の自給率を高めることは、なかなか容易ではないと思いますが、地域の自給率を高めることは、私はできると思います。

食育基本法が平成17年度に制定され、県でも地場産給食を20%から30%に上げるという、平成22年度までに1割、地産地消で地場産給食を取組むということを言っております。地場産給食の自給率調査が年2回行われております。6月ともう一回は11月か12月か分かりませんが、その自給率がどのような調査で行われているのか、どういう自給率になっているのかをお聞きしたいと思います。

それと、先ほどから出ていましたハウス村の農産物の取組みをしてはいかがなものか、行革委員会の中でもハウス村のことが論議になりまして、普通の会社では、赤字経営で会社は完全に潰れているような状態になっております。そういう中で、地産地消、学校給食

で、例えば、じゃがいもとかそういう作物を是非していただけないものかということをおもいます。ハウスが5棟あるということで、花いっぱい運動で旧鳥屋町のときに建てられたということをおもっています。是非いろんな、能登ネギはネギの農業者がいますし、その中でいろんなほうれん草とか、じゃがいもとか、アスパラとか作付けができるような、年に何回か作付けができるような作物を是非作っていただきたいと思いますが、その辺についてひとつお聞きしたいとおもいます。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどいただきました、地場産給食の取組みについてのご質問にお答えいたします。各小中学校の地場産自給率はどのようになっているのかということですが、現在、中能登町の学校給食は、6カ所の調理場で毎日約1,700食分を作っております。地元産の給食材料といいますと、一次産品では年間を通して米と、それから夏から冬にかけての白ネギが主なものかなとおもいます。その外には、少量ですけれどもじゃがいも、金糸瓜、中島菜、大根、古代米などを使用した実績があります。それから、一般の生野菜類の仕入れは、町内の小売店から行っていますが、ほとんど県外産となっているということでした。二次産品では、豆腐、醤油類など、町内の製造業者から仕入れております。これら地元の米と白ネギや、じゃがいもといったレベルですので、割合は材料調達価格で見ますと、ほんの数パーセントにしかすぎません。地元産といっても、県内産もありますし、能登産というものもありますし、町の産ということもありますし、何パーセントという、非常に詳しい数字についてはなかなか出せないのかなというようにおもいます。ほんの数パーセント、5%にも満たない。中能登町でできたものは給食にどの程度ということになりますと、更にパーセントが低くなっているのかなとおもいます。

先ほど言われましたけれども、学校給食における地産産物、いまの場合は県産ということになるわけですが、現在、19%前後です。先ほど言われましたように、平成22年頃までには、30%以上という目標が掲げられていて、関係者も努力をしているところです。

現場の方の話を聞いてみますと、地産地消を促進していくためには、生産者同士、あるいは生産者と消費者、今の場合は学校給食の関係者ですが、それを結ぶネットワークと申しますか、そういったものが、是非、欠かせないというお話でありました。実際に利用するときには、必要な農産物の種類、量、それから品揃え、品質の問題、価格の問題、いつ頃採れるのかという時期の問題、そういった情報とか、そういうものをこまめにいただきたい。そして、相談をする場合にはどこに相談をするのか、窓口もはっきりとすることになってほしいということでありました。地元の生産者の方、一人一人がそれぞれの給食現場の方へ電話で「こういうのはどうですか」というようなことを電話していただいても対応しかなるような場合もあるということですので、役場の農林課とかJA生産者グループの人たちの連携、体制というものができているのかなと思うんですけれども、もしできるとすれば、それが有効に機能するように、給食関係者との緊密な連携と申しますか話し合いをして、少しでもパーセントが上がるようになればいいなというように思っています。給食の現場の方でも、そういう情報がこまめに入れば、実際には、「パーセントを上げたいんだ。上げる努力もしたいし、実際に安心な食材ということで活用もしたい。」というようにお話でしたので、その辺、作る人と学校の給食現場とが、非常にデータと申しますか情報、相談といったものがこまめにできるようなそういう体制をつくっていただきたいな、私たちもそういうあたりをどのように

すればそういうことが進んでいくのかというあたりも探っていきたいな、とっております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ハウス村で今後の農産物を生産する取組みを考えていく必要があるのではないかと質問でありました。

中能登町が合併したときの「ハウス村条例」における設置の目的は、「花卉栽培や育苗の育成並びに花卉栽培による農家の育成を図り、花が生活に潤いと、心に安らぎをもたせる町づくりを推進するために設置する」といたしております。

先の町議会行政改革特別委員会でも、収支決算及び嘱託職員など、運営面でいろいろとご指摘を受けたということで、次回までに改善措置等について方針を示すことになっているという報告も受けているところでございます。

私といたしましては、これまでどおりハウス村で栽培する可憐な花を年間4回、会員の玄関までお届けしたいと思っておりますし、また配達を選ぶことができないという短所がありますけれども、花を運ぶことによって、それに喜びを感じ、生活に潤いと、心に安らぎをもたらせてくれる、そんな町づくりを進めていくためにハウス村を利用していきたく思っております。

また、学校給食の食材を地元で栽培するというご提言は、私も同感であります。年間23品目ほどの野菜を献立しており、また、米につきましても、年間18tを見込んでおります。

学校給食の食材については、昨年、意欲ある生産者が自ら売り込んでいる事例もあります。地産地消の観点からも、生産者の顔の見える安全・安心な食材を1種類でも多く提供できるように、協力体制の構築をしていきたい、と思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 宮下為幸議員

○4番(宮下為幸議員) 先ほど、教育長が、地場産は県内産にあたると言われましたが、地場産は地場産だと思います。県内産は県内産、それに国内産、外国産もありますから、地場産は中能登町のことを地場産というのですから、その辺、地場産の自給率がどのようになっているか、1週間の小学校の献立表を見ますと、週に5日間あるうち4日間で米を使っております。そして、いろんな野菜、白ネギとか言われたように使われているようですが、そういう自給率を一回出していただきたい。その地場産、中能登町の地場産のもの、県内のもの、国内のもの、外国のもの、そういうデータが出ている町もあるということです。是非、中能登町のそういうデータを、多分、6月に調べろという要請がきているはずですから、是非、そういう地場産の自給率、本当の自給率はどれくらいあるのかということ調べていただきたいと思います。

それと町長は、ハウス村は花にしたいと言われましたが、私たち行革委員会の中、何かしなくては駄目だと、あのままではズルズルズルズルって、赤字経営で足を引っ張るような形になってくると思いますので、是非、あそこで宝達志水町が90%、県内の90%の青梗菜をやっていますね。そういうのを含めて、中能登町のカラー野菜は無理かも分かりませんので、ミニトマトでも作付けが何回かできるようなものをしていただきたいと思います。

それと、学校の給食の栄養士さんに聞いてきたところ、旬のものはやはりしていただきたい、旬のものというのは、いま温暖化で時期がずれていますので、旬のものが1週間か2週間ぐらいずれてくるらしいです。ですから、旬のものを取り入れて、子供たちに食べさせる方法も考えていただきたいと思います。以上、これは要望ですので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長(田中治夫議員) ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。再

開は午後1時30分からです。よろしくお願いいたします。

午後0時22分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(田中治夫議員) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、20番 杉本平治議員

[20番(杉本平治議員)登壇]

○20番(杉本平治議員) それでは、1時間の範囲内で質問をさせていただきます。

通告が遅れましたので、私と同じ質問をされた方、何人かおられます。重複する点については省きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、後期高齢者医療制度の問題でございます。この問題につきましては、中能登町議会の中で、具体的に質問される議員の方々がなかなかおられない。国の決めたことだからいたしかたない。そういう気風が私はあるように思うわけでありまして。それで再度、町長に質問をいたします。衆議院の山口2区の選挙、また、先ほど行われました沖縄県議会の選挙、引き続き選挙に与党自民党、公明党は敗北し、新聞報道では原因は国民の怒り、それがこの選挙戦に表れていると、こう報道しております。私は、今日までの中能登町の議会の一般質問の中にも取り上げたように、私もこの選挙の結果は医療制度の中に、年齢によって新たな差別をする。このことが国民の大きな怒りをかけていると、そう思うわけでありまして。

まず1点目として、町長にお聞きします。政府は、発足当時、新制度は低所得者の保険料が安くなると宣伝しておりました。町長も後期高齢者議会の議員でありますから知っておられると思うんです。だが、6月3日付けの新聞報道によると、厚生省自身が調査の結果、低所得者ほど負担が増加するということが判明したと発表いたしました。何をか言わ

んでございます。中能登町の行政、また、町民の命を守る責任者としてこの医療費の問題についてどう考えておられるのか、この点について答弁をお願いする次第であります。

今日の新聞で大きく、中日・北國を通じまして、全国40市町村で、保険料を過大に天引きしたということが出ております。石川県では、中能登町が1件載っているわけですが、これらの問題点、1に、私は今の政府が保険制度を次から次へと訂正せざるを得ない、修正せざるを得ない、そこに根本原因があると思うんです。自治体は、その医療制度の改正に振り回されている。新聞等でも、そう報道しております。私は、そういう中におきまして、町長にこの制度の一旦廃止を、後期高齢者議会の中で発言していただきたい。このことを今日の中能登町の医療費の誤りの徴収に絡めて、私は要求をしておきたいと思っております。

次に、制度のどこが問題なのか、Q & Aにこういうことが出ております。どこが問題なのか。答えた方は、どんどん老人医療費が嵩むから、お年寄りには別枠に入ってもらおうのがこの制度。今ある保険制度は若い人だけにして、医療費のかかるお年よりは出ていってもらおう。今日まで、保険の世話になることもあるだろうと保険料を払ってきたが、75歳になったから外に出てくれ。

医療費のリスクを分かち合うのは、私は保険だと思っております。それが成り立たないから、75歳以上の人だけ医療費保険制度を作っていく。これではこの後期高齢者医療制度自体が、早晚行き詰まる結果を持っていると私は思います。数字が合わないから、数字を合わせようとするのは、医療の仁術ではなしに、私は算術の発想ではないかと思うんです。算術の発想なら、今政府がしなくても、我々もできるんです。

2番目として、この、質問に答えた方、町長、誰だと思っております。医療改革基本方針の

閣議決定をした当時の自民党の総務会長、堀内光雄氏であります。そして、よく精査をしなかったかも分からない。引き続きこう言っているんです。「当時を振り返って、よく精査をしなかったかもしれない。忸怩たるものがある。実を言うと、私も通知がくるまで分からなかった。国民皆保険制度を絶対に崩さないことが重要である。そして、凍結して制度自体を見直すべきだ。」こう、当時の堀内総務会長は発言をしているのであります。これも新聞に出ておりました。

また、中曽根元総理、古賀誠自民党本部の選対本部長も同様の意見を発表しているのであります。私は今日まで、この制度が発足して、与党の中でもこの様な見解を述べる方々が出てきている。全国の町村会の議会の中でも、400を超える議会が、この制度の見直し、廃止の意見書を政府にあげている。こういう事実もあるわけでありまして。

私は、先ほど言いましたように、中能登町の町民に対して、政府が責任を持っているのではないんです。杉本町長は、常に町民に対して、体を大事にして長生きをしていただきたい、こういう言葉をかけているわけでありまして。これは、今日までの中能登町の重要な責任、責務だと思っているわけでありまして。先ほど申しましたように、是非ともこの点につきまして、一旦凍結をし、見直すという声を議会の中であげていただきたい。

私は、この後期高齢者医療制度を考えた場合、今日、65歳から74歳までは前期です。75歳以上が後期、へたすると、85歳以上が終末期医療制度という、新たな医療制度が私は今の政府の在り方の中に、こういう制度が新たにつくられる恐れがあると、そう思うわけでありまして。

それが、いま、後期高齢者医療制度の中で如実にあらわれているわけでありまして。

終末期を迎えた老人には、医療の健診をあまりしなくてもいい、そういうことを政府は

今の後期高齢者医療制度の中に指導しているわけであります。古来から良き日本の風習として、お年寄りを大切にしていって、これは中能登町の方針でもあります。お互いの世代間を大切にしていって、中能登町の中で生かされている。そう私は思うわけであります。この2点目について、良き中能登町の今まで培われてきたこの風習について、町長はどう考えるか見解を求めたいと思います。

次に、池島教育長に教育面を通じて、私は後期高齢者、この医療制度が人間を粗末にする。そういう風習が出てきはしないかということ懸念するわけであります。

6月8日、午後0時30分に、東京秋葉原商店街において、無差別殺人で7人が死亡し、10人が重軽傷を負った事件が起きました。事件の内容については、今後は多くの批評がでてくると考えますが、私は、こういう無差別殺人が、今日まで何件も起きている今の日本の状態を見ますと、世代間の中での断絶というものが、本当に多く重なりつつあると思うのであります。以前は、1家族は、多年代の家族構成をもって暮らしておりました。今では、核家族になり、家族間の繋がりというものがなくなっている。そのような社会に出て仕事をすると、いろんな格差がまたあるわけであります。若者が仕事上の不遇から抜け出せない、そういうやり場のない怒りが誰に向けられているのか。それが今の若者の精神状態でないかと私は考えております。

後期高齢者医療制度の中で、給与所得になって保険料が高いとあって、総所得でございますから、申告したら、厚生省の出先機関はこう言ったそうでございます。「それでは、世帯分離をすればどうか。そうすれば、安くなる。」こういう指導を行ったそうでございます。これでは、ますます家族間での長生きをお互いに喜ばない、殺伐たる人間関係に陥るのではないかと考えるわけであります。

池島教育長、こういう数字があるんです。

お聞きいただきたいと思います。公立能登総合病院の1日当りの患者数、多分、把握されていないと思うんです。平成19年度の実績の外來患者数、一般患者は891人、第二病院の精神科にかかれる患者は140人であるのです。1日に。この現状は、今、世に言われる教育の格差、経済の格差、いろんな格差社会の中で生きている人間の苦しさを私はあらわしているのではないかと。教育長、格差という言葉、よく政治家や財界人が、「世の中、格差があって当たり前じゃないか。」と、そう言っております。教育の現場の中にも、できる子、できない子という格差というものも私はささやかれていると聞いております。この格差という問題、学者が英語に訳そうとしたけれども、どうしても英語に訳す方法はない。そういうことで議論になりまして、結局、格差という言葉でなしに、不平等という言葉で当てはめて英語に訳したそうでございます。それが一番ふさわしいのではないかとすることに落ち着いたそうでございます。

先般、6月に出版されました岩波のブックレットにこう出ておりました。私は、格差と申しますと、何となしにあって当たり前だという、そういう気持ちに陥る場合もあるかもしれませんが、不平等ということになりますと、これを直すのが私は政治の務めではないかと思うんです。中能登町の町民に不平等が生じたら、これをどうして正していくかということが、これは町長の責任だと思うんです。教育長、今度の後期高齢者医療制度は、私は先に言いました。仁術がなく算術が始動して、そして医療に不平等感をもたらしたのは、いまの結果ではなからうかと思っております。教育の中におきましても、世代を通じて仁術を大切にする、人間性を教える教育、そういう教育を私は求めていきたいのであります。池島教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 後期高齢者医療制度について

て、町長の見解を求めると、こういう質問であったかと思えます。後期高齢者医療制度につきましては、この4月の施行以来、保険料の徴収方法、負担増などに対する問題点が多く指摘されております。

そういう中で、政府としては、制度の開始早々、大幅な改善を余儀なくされているのが現状でございます。

現在、参議院では野党から提出された廃止法案が可決され、衆議院で審議中の状態がありますが、私といたしましても、いろんな問題もありますけれども、本制度を廃止することが、医療制度改革をする上での、根本的な解決策には結びつかないのではないかと考えております。

このまま際限なく高齢者の医療費が増え続ければ、市町村という小さな単位では、保険者として、その地域保険を維持できない状況に陥ることは明白であります。今後も国民皆保険制度を将来にわたり維持していくためには、現役世代と高齢者が共に分かち合うものとして、導き出した後期高齢者医療制度への移行は政府としてのやむを得ない選択であったものと判断いたしております。

また、今までに制度導入に使われた費用と労力を考えますと、廃止して元の制度に戻すのではなく、改善すべきところは改善していく方が良いのではないかと考えているところでございます。

政府では、当面、今年度中の改善策として、次の3点を挙げております。

均等割額が7割軽減される世帯のうち、8月まで年金から保険料を支払っている人は、10月から保険料を徴収しない。また、年金収入208万円までの人は、所得割額を原則一律50%軽減する。それでもなお保険料が上昇し、支払うことのできない特別な事情のある場合、個別減免を含め、市町村がきめ細かな相談をする体制を整備するとなっております。

また、平成21年度以降の恒久措置として、

7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年収80万円以下の世帯の保険料は9割の軽減。年金収入153万円以上、208万円までの人は、所得割額を50%程度軽減する。

2点の方針を決定し、実施に移す準備を進めているようであります。

今後は、政府が打ち出している改善策を含めて、慎重に対応していきたいと思っております。

また、第2点目のお年寄りを大事にする。また、子供を育む中能登町の良き伝統、風習を守るかということでもありますけれども、当然私は、守っていくべきでありますし、これからはもっとその輪も広げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど杉本議員の方から、人間社会の根幹に関わるような、非常に大きなといいますか、格調の高いご質問をいただきまして、軽々しく答えを言えるような状況でもないなというようなことを思いながら、一言思っていることを述べさせていただきます。

現在、後期高齢者医療制度の廃止法案の行方が国会の方で山場を迎えております。テレビとか新聞で制度の中身、あるいは国会での論議の様子を知る程度でありまして、詳しいことは分かりかねるわけですが、とにかく全国的に不満が高まっていることだけは事実であります。

お年寄りの医療費を削減することを重要視するあまり、75歳以上のお年寄りに肩身の狭い思いをさせるようでは、世代間を通じて共有しなければならない制度にはならないというそういう危惧をされているという杉本議員の思いは十分わかります。

学校教育とこの医療制度といったものを直接結びつけて考えることはできませんけれども、学校教育では、当然、助け合いの精神、

敬老の精神、そういったものを極めて大切に
していくことはいうまでもありません。

とにかく、医療制度に限らず、介護とか福祉、年金、そういった社会保障制度というものは、全て基本的には世代間で共有しなければなりません。

保険制度というものは、それ自体が、本来、助け合いの精神で運営されている性質のものであります。社会全体が、若い世代が高齢者を支え、助け合っていくべき仕組みでなければならぬというようなことは、十分、承知しているつもりです。

後期高齢者の制度そのものには、いくつかの課題があるように言われておりますけれども、増え続ける高齢者とその医療費に対して、このまま若い世代に負担が増えていかなないように、医療制度全体を見直していくこともまた、大きな課題なのかなというようなそういう思いを持っております。

廃止なのか、見直しなのかというような大きな問題には、すぐ答えを述べるわけにもいきませんが、とにかく子供たちには夢を、お年寄りには安心が持てるような、そういう温みと思いやりのあるより良い制度に改善されていってほしいなと期待しているものであります。以上、一部感想を述べさせていただきます。以上です。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 町長に意見を言っておきます。今、政府は見直しをしている、そう言っております。5割軽減、9割軽減。だが、それはあくまでも一時的な、今の当面を繕うための方策なんです。基本的なものは変わらないわけです。3年経てば法律に基づいて、法律を変えない限り、廃止して変えない限り医療費というのは徴収せざるを得ないことになるわけです。私は、当面の軽減策でなしに、根本的な見直しを強く、町長は議会議員でありますから、発言をしていただきたい

と思います。

よく、高齢者は医療費は高い、小山副町長、旧鹿島町出身です。旧鹿島町は、医療費が一番安かったんです。だから保険料も安かったんです。合併したときに、持ち寄った基金の一番大きかったのは旧鹿島町なんです。早期発見、早期治療を行った。後期高齢者、75歳以上のお年寄りには、そういう健診制度を廃止したんです。そうすれば、当然、早期発見ができない。治療ができない。医療費が高くなる。岩手県の旧沢内村、旧鹿西町の議会のとときに全員で研修に行ってきました。医療の先進地であります。その旧沢内村（現在は西和賀町）、独自で「この後期高齢者医療制度は間違っている。町として足りないものは、町の財源から出して町民にお返しをする。」そういうことを決めまして、現在実行しているわけであります。私は、そういう中で、今度のこの医療制度、どうしてもこの点につきましては、基本的に廃止を求めるものであります。

それでは、次に移りたいと思います。学校問題であります。簡単に言います。

先ほど、教育文化課長が答弁をいたしましたように、御祖小学校、滝尾小学校、越路小学校、鹿島中学校、以上は56年以前に建設した学校であります。当然、耐震工事を必要とする学校であります。この4つの学校に、耐震診断を行った事実があるわけであります。耐震診断の結果、これについて公表していただきたいと思うわけであります。

学校耐震化法が国会に成立いたしました。対象は震度6以上の地震で倒壊する危険性が高いとされる構造耐震指標0.3未満の建物、こう文科省は指摘をしているんです。この耐震強度に4つの学校は当てはまるのか、当てはまらないのか。耐震診断を行ったということから、当然、診断の結果は行政の方で把握していると思うんですが、まず、1点目としてその点について答弁を求めたい

と思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この件につきましては、堀内教育文化課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 ご質問がありました、鹿島地区内の小中学校の耐震診断の結果についてご説明申し上げます。

これは、合併以前の段階で、旧鹿島町時代に行ったものでございます。その結果、越路小学校は、先ほども申し上げたんですが、昭和55年の建設でございますので、診断の結果、耐震度という値があります。それにつきましては、一番低いもので0.75、高いもので1.49でございます。倒壊の恐れがあるとして、文部科学省が耐震化を進めております数値は、0.3以下でございますので、その倒壊の恐れのある施設には該当しておりません。

続いて、滝尾小学校でございますが、これは昭和48年に建設されたものでございまして、耐震度の値は0.53という値となっております。なお、体育館につきましては、今申し上げましたのは校舎棟でございますが、体育館については、昭和60年建設で対象外でございます。

次に、御祖小学校でございます。これにつきましては、昭和50年と53年に建設され、校舎棟につきましては、普通教室棟は53年の建設で、耐震度は0.57という値がでております。特別教室棟につきましては、0.25という値でございます。体育館につきましては、61年の建設で対象外でございます。

続きまして、鹿島中学校でございます。普通教室棟、特別教室棟につきましては、昭和36年から40年にわたって建設されているもので、耐震度の値は0.32で0.3を超える値となっております。ただ、体育館につきましては、0.22という値となっております。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、耐震構造の数値が発表されました。4つの学校、0.3に近い数字が出てきているわけでありまして。特に鹿島中学校につきましては、本当に近いわけでありました。体育館については、それを切っているわけでありまして。これは、先ほど私が言いましたように、対象は震度6強以上の地震の場合に耐震構造が0.3ということなんです。震度が7になったら、今発表いたしました4つの小学校、中学校は中国の四川省と同じような状況に陥る恐れがあるのではないかと考えております。これでは指摘せざるを得ないのであります。

町長は、統合中学の建設について熱意を持っておられますが、この問題点についても、より具体的に町の方針を打ち出す必要があるかと考えております。これで次に移りたいと思います。

これは、町長にそういう点をきちんとわきまえて、それから教育文化課長に要望しておきますが、今答弁をいただきました数値につきましては、具体的に資料として、後日いただきたいということを要望しておきます。

次に、中能登町における農業政策の現状についてお聞きしたいと思います。

1番目、中能登町の水田面積の中で、減反しなければならぬ目標面積、これは台帳面積の何割を各集落に示したのか報告願いたい。

2番目として、当然その中に、転作の大豆を含めて作物を栽培しているものがあるかと思っております。それはそれとして、保全管理としてカウントされ、今後、水田として耕作が不可能に近いと思われる農地の面積は、全体の何割ほどになっているのか、把握されておられたら、報告願いたいと思うわけでありまして。

今、政府は、先ほど坂井議員ですか、質問の中に言いましたように、食料自給率が先進国の中で最低の39%だと。穀物の自給率は30%を切って27%、1億人を超える人口を抱えた先進国の中で、日本が一番低いんです。自

給率が。このままでいたら、穀物の高騰によりまして、日本人の胃袋が満たされない、そういうことになる恐れがあるかと思うんです。だから政府は米調整を見直すべきである。今の39%を50~60%に見直すべきであると、町村官房長官は記者会見に発表いたしまして、私はそういう点につきまして、見直した場合、中能登町は、それに対応できるそういう体制にあるのかどうか、この点をお尋ねしたいのであります。

町長、中能登町の実態というのは、町長は農業をしていないから分からないと思います。私は、農業をしているんです。そして、石川県の農民連の役員として各地を回っております。

先般、輪島市の下山地区へ行ってきました。50年前に100人いた児童が0になって、分教場が閉鎖され、二宮金次郎といっても若い人は知りませんけれども、二宮金次郎の石像だけが校庭に建っております。寂しい限りであります。

だが、そういう中でも、先祖代々の農地を守るということで、営々として稲を作っている方がおられるんです。そういう方々を含めて、今、米の自給率が39%なんです。いつ、そういうところが限界集落になるか、消失集落になるか分からないのです。そういう事態にあるということ。私は、これをやはり、行政の長としたり把握していく必要があるかと思うわけでありまして。

米の生産、米価、全国平均で1俵1万4,826円でありました。それにかかる生産費は、平均して1万6,824円であります。約2,000円のマイナスなんです。作れば作るほどマイナスなんです。それを先祖代々から受け継いでいる。役場の職員の中でも、間、間に田んぼをしている方もおられる。兼業農家が支えているんです。能登部上区でも集落営農を作りました。集落営農をしまして20ha以上いたしましても、この米価では採算が合わないので

す。1俵2,000円もマイナスになってますから。時給にしますと、労働報酬は時給で256円、計算しましたら256円なんです。

先般、総務委員会の中で、教育文化課長が中能登町の最低賃金、石川県の最低賃金ですが、662円と言いました。切り上げて、現在、中能登町は670円ほど払っているそうありますが、農家の手取りの時給は256円なんです。これでは、どれだけ集落営農、ほ場整備をいたしましても、作る意欲がないんです。私は、この点、根本的に農業政策を変える必要がある。

アメリカは、どういうことをやっているかということ、ミニマム・アクセス米をアメリカは日本に食べさせている。そのアメリカは、生産費を保障する生産者保障費というものを支払っているんです。だから、生産者が赤字になった場合、それを補填しているんです。そして、日本へ輸出しているんですよ。それを日本がミニマム・アクセス米として、強制的に食べさせられている。そして過剰米だということ、ますます減反を押しつけている。私は、それが実態でないかと思うんです。こういうことを許しては、私は、今の農政というのは、絶対に立ち直らないと思うんです。こういう点を指摘して、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 まず最初の減反の目標面積の詳細につきましては、農林課長の方から答弁をさせます。

転作としてカウントされている中で、保全管理になっている農地、全体の割合は、ということでもありますけれども、平成19年度の生産調整面積は456.2haで、そのうち保全管理田は222haとなっております。したがって、48.6%が保全管理ということになります。

2番目の保全管理としてカウントされて、今後水田として耕作不可能と思われる農地の面積の割合は、という質問でありますけれど

も、耕作不可能と思われる農地につきましては、3年前の2005年農林業センサスで調査にあたって「自分の所有する農地が荒廃している」と答えた人は396人で、その面積の合計は147haとなっております。全体の9.2%であります。

次に、食料自給率の数値引き上げに対する見解ということでお答えいたします。

日本の自給率は、日本人が生きていくために必要な、成人1日当りの供給熱量2,548キロカロリーがいります。そのカロリーの自給率で、日本で作った食物からの割合は約40%となっております。

しかし、穀物自給率となると、24%と極端に低くなります。

世界の穀物貿易の中で、日本の輸入は全体の13%を占めており、世界で最大の穀物輸入国となっております。

また、昨今の食料高騰など、食料需給の困難化が見込まれる中で、輸入大国は、食料不足緊急時には極めて脆弱な体質であることを思い知らされました。

今回の穀物の高騰で、いち早く「国内向けの食料確保が最優先」として、輸出禁止、制限措置規制の動きをとったのはインド、ロシア、ウクライナ、アルゼンチンなど15カ国と報道されておりました。

日本のような食料輸入国には、一見、許しがたい挙動と思われそうですが、食料は国民の生活に不可欠であり、自国の民を飢えさせてまで、輸出をするはずはありませんから、一方で許される行動かなと思います。

そこで、自給率は、平成27年度に、正式には政府は45%まで持っていこうという目標が掲げられております。しかしながら、平成18年度には、カロリーベースは39%と9年ぶりに最低を記録し、目標達成に取組みの強化が必要な状況となっております。

平成19年9月に、国における食料自給率向上協議会において、集中的に実施すべき取組

みとして、6つの事項が示されました。

我々、地方の行政体としては、その示された取組みを、自給率向上のための指針と信じて推進していかなければならない、そう思っておりますし、私自身も今のままの農政では立ち行かなくなるであろうと、抜本的には、やはり直さなければならぬであろうと、そう思っておりますし、そういう中で、やはり国民一人一人、全体で考えていく問題であろうと、そう思っております。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。○20番（杉本平治議員） 議長、時間がありますので、担当課の答弁はいりません。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、町長はカロリーと言われましたね。私は、そういうことも数字の中で出てきても良いかもわかりませんけれども、温暖化という問題、そういう中で、こう言われているんですよ。日本全国に「コシヒカリ」作っている。私もコシヒカリ。コシヒカリは九州、中国では、今後、温暖化によって作られない。米価が落ちてダメであるという、そういうことを政府がこの前発表しているんです。これから米の作付けで一番適地は北海道だと言うんです。リンゴは青森、長野県は特産地ですけど、温暖化によって赤いリンゴ、甘味のあるリンゴが温暖化によって作られなくなる。そういう恐れがあるということ、温暖化の警戒警報を政府が発表しているんです。私は、日本の国は、南北に細長い国だから、案外平穏としておりますけれども、そういう実態が温暖化の中に出てきているということ。だから、石川県でも富山県でもコシヒカリの作付けを4月に行わないで、5月10日過ぎに行ってほしい。白米が混じるんですよ。乳白米が。それがどんどん、どんどん温暖化によりますと、作付けはまだまだ遅らせざるを得ない。そういう事態になるんです。だから、米の自給率39%、中能登町で米を作っている年齢構成、平均いたしますと

65歳以上だと思っんです。10年後どうなりますか。最低賃金も保障されない米を作る、そういう者はおらないんですよ。企画課長は、米作りに一生懸命勉強しておられますけれど、いま、そういう時代なんです。兼業農家で米作りをして、初めてどうにかこうにか、コンバインとか農機具の機械の償却をしているんですよ。米作りだけで償却できないんですよ。最低賃金にも達しない金額では、若者に「米を作ってくれ。中能登町の農業振興に努力してほしい。」どれだけ掛け声かけても応えてくれないと私は思っんです。そういう点、町長をお願いしておきたいのは、私は、こういう農業政策を政府自身も認めたんですから、見直しをせざるを得ないということを認めたんですから、中能登町といたしましても、一生懸命に努力されている、農業に従事されている方々に対しまして、強力な支援を要望いたしまして、あと時間5分ですけれど、この辺で終わらせていただきます。

○議長（田中治夫議員） 次に、7番 甲部昭夫議員

[7番（甲部昭夫議員）登壇]

○7番（甲部昭夫議員） 今回、私は、2項目にわたり一般質問をさせていただきます。質問は簡単明瞭にということで、本当の簡単明瞭にやりたいと思っんです。よろしく願いいたします。

まず最初に、給食費の未納問題についてお聞きしたいと思っんです。この問題は、平成18年12月の定例会で、私は質問をいたしました。その時、教育長の答弁で、学校給食を提供している児童数は1,594人、うち未納者は33名で、滞納金額は83万円ほどとなっているとお聞きいたしました。未納の理由は、保護者の経済的な問題が多いということだと思っんですが、子供たちには何の責任もないと思っんです。日付けは確かな記憶ではございませんが、確か2カ月ほど前だったか、やはり全国的に、まだ給食費の未納問題があるという報

道があったと思っっております。

そこで、1年半経った現在、中能登町の給食費未納問題はどのようになっているか、杉本町長の答弁を求めたいと思っんです。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 給食費の未納問題でありますけれども、これにつきましては、調べました堀内教育文化課長の方から答弁をさせます。よろしく願いします。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 甲部議員からご質問がありました給食費の未納の問題についてお答えいたします。

これまで、給食費の未納者への対応につきましては、学校給食運営委員会を開催いたしまして、学校職員・PTA・給食関係者・教育委員会事務局が連携して、学校毎に未納者に対して、文書依頼、電話依頼、それから家庭へ出向いての直接依頼を行って、未納の解消に取り組んできたところでございます。

この結果、今ほど話がありました、平成17年度には83万4,000円となっていました未納額は、平成19年度には12万8,000円となり、大幅に減少いたしました。

滞納の世帯数は、2世帯ということになっております。うち1世帯につきましては、特殊な家庭事情がある世帯で、もう1世帯は、世帯収入の減少による滞納というふう聞いております。払えるのに払わないという悪質な事例ではないというふうと考えております。今後とも学校・PTA・教育委員会が一体となって、継続的に取り組んでいくことにより、給食費の未納がないように努めてまいりたいと思っんですので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただいまの結果をお聞きしまして、本当に安心しております。というのは、最近でも「前に質問していたのは、どうなったか。」というような、その後

どうなったというようなことを個々にお聞きしますので、その結果を聞いておかないと「いや、良いのになっとる。」というような話もできなかったものですから、今回、再度お聞きしたわけですが、ただ、経済的な問題ということになると、なかなかもらいにくいというようなことで、今後も柔軟性のあるような形で、もしそういう状態が発生したときには、お話をしてもらいたいなど、そういうふうに思っておりますので、その辺は答弁はいりませんけれども、よろしく願いいたします。

次に、先月末に、まちづくりで町民共通のルールになる「自治基本法条例」を設ける自治体が増えているということが、新聞で報道されておりました。県内では、羽咋市、加賀市、輪島市が既に施行し、白山市が制定に向けて準備をしていると記してありましたが、私にはその内容がまだ十分に理解ができませんでした。今まで、この件に関しての話題も議会の皆さん方も一度も聞いていないのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。この基本条例の目的はどのようなものなのか、県の調査では、中能登町はまだ制定していないと回答しているようですが、杉本町長にこの条例の説明を求めたいと思います。と同時に、この条例の制定については、今後、町当局はどのような考えでいるかお聞きしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の質問にお答えいたします。

自治基本条例の目標と目的は何かという質問でございます。

地方自治基本条例とは、「まちづくりの基本条例」とも言われております。

自治基本条例の主な内容としては、「まちづくりの基本原則」や「まちづくりへの参加の推進」「町の役割と責務」等を条例で定めるものであります。

従って、ご質問の自治基本条例の目標としては、まちづくりの全てにかかわる条例として、まちづくりを進めるうえで、町民の共通ルールを明確にするものであり、自治基本条例の目的としては、「自治」をより本物の自治に発展させていくものと言われております。

次に、この条例に対する中能登町の対応と考え方についてであります。現在、中能登町の町民憲章を制定すべく町民憲章策定委員会の皆様で、町民憲章の素案作りがなされております。

自治基本条例についても、策定する場合は、町民の皆様方からの多くのご意見をいただきながら策定しなければなりませんので、今日現在は、まず、町民憲章の制定をしていただき、その後、町の状況を見ながら、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただいまの町長の説明でよく分かりました。町民憲章を先にやって、それからこういう問題を検討していきたいというような回答であったと思います。私は、今回、2件にわたって質問をさせていただきましたので、これで満足いたします。よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） ここで午後2時50分まで休憩いたします。再開は午後2時50分からです。

午後2時36分休憩

午後2時50分再開

○議長（田中治夫議員） 次に、1番 笹川広美議員

[1番（笹川広美議員）登壇]

○1番（笹川広美議員） 皆さん、こんにち。多くの皆様により、町政に送り出させていただき、早いもので折り返し点ともいえる2年を迎えました。この間、少しでも中能登町の発展のお役に立てるように、また、町民の皆様、特に女性の皆様の思いにお応えできる

ようにと頑張らせていただきました。今再び、新たなスタートラインに立つ思いで中能登町の皆様とともに前進させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

まず、安心して出産できる環境づくりについてご質問いたします。妊婦無料健診の拡大につきましては、昨年の3月議会で質問させていただきました。当町では、19年度の国の少子化対策事業に素早く対応し、これまで2回の公費負担を昨年4月より5回へと拡大していただき、子育て世代の家庭では、大変に喜ばれております。

また、全国の市町村でも、妊婦健診の公費負担拡充の動きは活発化しております。中には14回まで助成する自治体も増えてきております。妊婦健診は、1回数千円から1万円、出産を迎える若い世代の家庭には、まだまだ大きな負担となっているのが実情です。

1点目として、経済的理由で妊婦健診をあきらめないように、子育てにやさしい中能登町として、更なる負担軽減への取組みは考えておられないのでしょうか。お伺いいたします。

また、県外から移られた方が里帰りして出産する場合、現在の健診の助成は適用されておりません。6月8日付けの地元紙でも、婚姻圏の広がりに対応した助成制度の推進の必要性が訴えられておりました。現在、石川県では、加賀市、能美市、白山市、かほく市、津幡町、能登町と、昨年度から今年度にかけて里帰り健診の実施が活発化しております。小松市も今定例会で実施が決定いたしました。内灘町も近く実施予定とのこと。かほく市の場合、年間の出生届けが約280人あり、その内20人前後が県外での出産であるとのこと。こうした傾向は、どこの自治体でも見られるのではないのでしょうか。

2点目として、里帰り出産を希望している方々のために、県外で妊婦健診を行っても助成が受けられる体制を、当町においても整え

るべきだと思いますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

また、3点目として、公共施設等の利用の際、妊婦の皆さんに配慮した駐車スペースを設けていただくことはできないでしょうか。いまや多くの自治体で、駐車場にマタニティマークが設置されているのを見かけます。もちろんこれは妊婦の皆さんへの身体的負担の軽減を目的にしたものですが、このマークは妊婦の皆さんをはじめ、誰の心にも地域全体で母と子を支えている温かさを伝えてくれます。以上、安心して出産できる環境づくりについて3点にわたり町長にお伺いいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川広美議員の質問にお答えいたします。安心して出産できる環境づくりについて3点いただきました。

まず1つ目の、妊婦無料健診の拡充についてであります。町では、平成19年度より妊娠届出時に妊婦健診の無料券5枚と産婦健診の無料券1枚、加えて乳児健診の無料券1枚を交付しております。

以前は、妊婦健診の無料券は2枚でしたが、妊婦健診を含めた少子化対策の一環として、健康な妊娠、出産を迎えていただくために、公費負担の拡充を行ったものであります。

その結果、9割の方が5回の全てを利用し、高い利用率を示しており、妊婦健診の無料健診の拡充につきましては、現状を維持したいと考えております。

次に、2つ目の里帰り健診の推進ですが、先ほどの妊産婦及び乳児健診の無料券は、県内の医療機関での受診だけに利用できるもので、県外の医療機関で受診する場合は利用できず、自己負担となります。

これを補うために、現時点で県外での健診費用について公費助成を県内で行っているのは6市町であります。

当町の場合、毎年約140人余りの出生届け

がありますが、県外で里帰り出産された方は、昨年度は1名、今年度は今のところ2名の予定と、まだ少数と聞いております。

しかしながら、町では、安心できる母子健診体制の整備、また少子化対策の面から、県外での健診にかかる費用についても、公費助成を受けることができるよう、この4月に遡って実施したい、そう考えております。

3つ目の駐車場の件でありますけれども、各公共施設には、身障者の方々の駐車スペースを設けてあります。見ておりますと、全部、2つか3つあるわけですけれども、埋まっていることも少ないので、そこもマタニティマークですか、そこへ入れて妊婦の方々にもとめていただくようにすればと思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 子育ての基本的な経済的負担は、社会全体でこれを支え、出産、子育てで、個々人に過大な追加的負担を求めない。そのような社会の実現に向け、今後も町の力強い取組みに期待いたしております。

次に、安心・安全のまちづくりについて質問いたします。

既に、先輩議員の皆様も学校の耐震化に関しては質問されましたが、重ねて私の方からも質問させていただきます。

先の中国四川大地震では、学校倒壊で多くの児童生徒が生き埋めになり、死亡した教員・生徒が全犠牲者の1割を超えるという被害を出しております。こうしたことを教訓に、学校耐震化を加速させるため、一昨日、地震防災対策特別措置法の改正法案が参院で成立いたしました。文科省の平成18年度の調査では、学校の耐震診断を全く行っていなかった市町村の多くは、その理由として、財政難や学校の統廃合、改築の予定があるために、実施していないと答えております。これまでは、耐震補強事業を行うと、地方の負担は事業費の31.25%に上り、市町村の厳しい財政事情を

考えれば、決して軽い負担とは言えませんでした。そのため、小中学校の耐震化率も約6割にとどまり、耐震化がなかなか進まない要因となっております。

しかし、今回の改正は、国庫補助率が2分の1から3分の2に引き上げられ、更に、元利償還金に対する交付税措置も拡充されるため、実質的な地方負担は13.3%と、これまでの半分以上に圧縮されます。全国の学校耐震化が大きく前進するものと期待されます。中能登町では、県下でも耐震診断率、耐震化率ともにトップクラスの割合ではありますが、まだ2割ほどの学校施設で耐震化が不十分であり、安全の確保は万全とは言えません。わが子を失い、泣き叫ぶ母親の姿を見るほどつらいものではありません。万が一にも昼間に地震が発生したとき、「あの子は今学校にいる、だから絶対に生きている。」と、母親に安堵の思いを与えられる学校にしなければならないと四川の惨事を見て思います。全ての児童生徒が安全に安心して学ぶことのできる学校施設の実現は、何よりも最優先の課題であります。国による財政支援が行われるこのチャンスを生かし、当町における学校耐震化を更に推進すべきだと思いますが、今、町では、統合中学校の建設に向けての取組みも押し進められております。また、耐震化が実施されていない鹿島地区の各学校は、少子化による児童数の減少も大きな問題です。子供たちにとっての教育環境を考えたとき、学校統合は避けられない課題です。新校舎建設の合併特例債の利用期限も平成26年までと、迫っております。今後、ますます厳しい町の財政面、そして何より子供の安全面を考えれば、この学校施設の問題は早急に行動を起こさなくてはなりません。統合中学校の建設は、今年度も視野に入れ、できるだけ早く取りかかり、そして小学校においても安全面を確保する対策を急ぐべきだと思います。堀内課長の答弁にもありました、倒壊危険度が他の施設より

ワンランク高い御祖小学校の特別教室、また鹿島中学校の体育館の対応はどうされるのか、子供を託す保護者の皆さんに理解いただける対応を教育長にお伺いいたします。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど笹川議員の方から再び耐震化の問題についてご質問をいただきました。

昼の時間にニュースで知ったわけですがけれども、学校耐震化の促進法案が6月11日に成立しました。倒壊する恐れが高い校舎の耐震工事ということで、これまで国庫補助率を現行、これまでは2分の1であったのが、3分の2に引き上げられ、それからあわせて地方交付税措置も拡大して、自治体の実質負担を現行の約3割から約1割に軽減する方針というようなことで、更に対象の校舎は、全国で約1万棟の見通しになっています。その1万棟の中に、先ほど言われましたように、鹿島中学校の体育館、そして御祖小学校の特別教室棟が入っているのかなというように思います。

安全・安心を最優先にして、耐震工事を即実施すべきなのか、それとも将来を担う子供たちの豊かな教育活動の実現のために、統合中学校の建設や、鹿島地区の小学校の統合を実現していくのがベストなのか、極めて難しい判断といたしますか、命が大事なのか統合中学校、統合小学校が大事なのかと聞かれれば、答えは明らかではありませんけれども、いろいろと現実的に考えていく場合に、中能登町の現在の財政状況は一体どうなのか。そういう厳しい財政状況の中で、現在、小中学校の再編を進めている、取組んでいるというそういう現実。それから、耐震工事を実施した場合、その実施した建物は、そのあとどれくらいの期間、何に活用できるのか、活用できないのかといった、そういう問題。それから、耐震工事に果たしてどれほどの費用がかかるのか。そして、自治体、私たちの町では、その内の

どれくらいの費用でそういったものが完成していくのかというようなあたり。それから、極めて耐震度が高い2つの学校以外の学校についても、一体どうしていくのかというようなあたり。そういったあたりのことを現実問題とあわせながら、検討を重ねていかないと簡単に答えは出ないのかなというように思います。

私たちも、教育関係ということで、そういったあたりも多く議員の皆さん方、それから関係者の皆さん方とご相談をしていきたいとは思っております。

また、一方では、先ほども笹川議員さん言われましたように、小中学校の再編、もしも可能であれば、1年でも2年でも前倒しをして、実現をしていただくことによって、そういう不安を少しは軽減されていくのかなというように、そういう変わった思いもないでもないわけですがけれども、どのように対応していくのがベストなのかということについて、今後、真剣に検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 今、教育長から答弁がありましたが、一刻も早い検討を行い、方向性を明確にさせていただきたいと思います。子供たちの安全確保に向けた懸命な取組みを是非とも積極的に押し進めていただきたいと思います。

最後に、環境問題について質問いたします。折しも、来月7月には、北海道洞爺湖でG8サミットが開催されます。このサミットでは、ご存じのように環境問題が主要テーマの一つとなっております。

先日、ケニアの環境活動家で、ノーベル平和賞受賞者のワンガリマータ博士が来日され、基調講演を行っております。博士は、今回のサミットで世界の首脳が3Rだけではなく、もったいないという素晴らしい概念に気づくことを期待していると語っておりました。日

本の伝統的な考え方である、もったいないという概念は、なるべく資源を無駄にせず、資源に思いやりや感謝の気持ちを持つようにという意味で、とても素晴らしい言葉だと感動されております。特に感謝するという概念については、世界の人々は当たり前だと思い、感謝の気持ちを忘れていて。そして、地域的な紛争であれ、地球規模の紛争であれ、全ての紛争には資源が関係している。だから、現在や将来における平和は、資源の無駄使いの上には成り立たないと訴えております。そして、ハミングバードの物語を通し、行動することの大切さを叫ばれました。中能登町でも環境問題への様々な取組みが行われております。

まず、杉本町長に環境問題に対する町長のご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

また、2点目として、携帯電話のリサイクルの推進について伺いたします。

携帯電話などに含まれるレアメタルは、産業ビタミンともいわれ、IT機器などの先端技術分野で幅広く利用されており、いまや日本の産業に不可欠な素材となっております。レアメタルとは、元々、地球上の存在量が少ない金属や経済的、技術的に純粋なものを取り出すのが難しい金属の総称で、コバルトやリチウムなど31種類あります。

ところが近年、レアメタルの安定的な供給が危ぶまれております。経済成長が著しい中国で、レアメタルの需要が急増し、価格の高騰が続いております。

また、レアメタルの供給は、中国や南アフリカなど少数の資源国に限られる上、産出国の輸出規制強化により、日本国内での枯渇を心配する声も出始めております。こうしたレアメタルの枯渇が心配される中、期待を集めているのが都市鉱山です。都市鉱山とは、都市部で大量廃棄されるIT機器や電化製品に含まれるレアメタルなどの有用な金属を鉱山に見立てたものです。国の研究機関によると、

国内の都市鉱山には、レアメタルの量は、世界有数の資源国の埋蔵量に匹敵し、中でもインジウムというレアメタルは、世界の天然鉱山の現有埋蔵量の約60%に相当するとの発表があります。2001年よりメーカーと通信事業者による自己回収システム、モバイル・リサイクル・ネットワークが導入されております。これは、携帯電話を買い替える際、販売店において使用済み端末を無償で回収するシステムであります。しかし、近年、デジカメ機能など、端末の高機能化や個人情報保護の意識の高まりなどから、携帯電話本体の回収量は2000年度の約1,362万台をピークに年々減少し、2006年度には約662万台に半減しております。私も携帯電話を買い替える際、回収リサイクルをしていると伝えられた記憶がなく、我が家にも使用済みの携帯電話が何台もあります。このままでは、貴重なレアメタルが無駄に眠ってしまうこととなります。レアメタル・リサイクルを強化していくために、自治体が携帯電話の回収促進に乗り出すべきではないでしょうか。具体的には、各家庭に配布されるゴミ分別の案内の中で、1、携帯電話を棄ててはいけないものとして記載する。2、廃棄する場合は、購入したショップで処理することを促す記載をする。是非、このような取組みの徹底を検討していただきたいと思っております。

また、2つ目として、回収への協力が環境への貢献につながることを、町民の皆さんに実感してもらえる具体的な方策についても検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。以上、3点について町長にお伺いいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 環境問題について町長の所見をとということであります。環境に関する問題は、以前は水質、大気、土壌、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの7つの公害が主でありましたが、最近では、ご承知のように地球温

暖化の進行が最も大きな問題となっております。

7月に、わが国で開催される洞爺湖サミットにおいても、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量をいかに削減するか、世界共通の課題となっております。

私自身も、小学生や中学生までの頃と、今と比べてみますと、冬の雪、あるいは梅雨というのは、私の小さいときには、本当に小雨が降っていましたが、今は、このように天気も続いておりますし、また、いろんな面で50年を比べてみますと、地球は変わってきているのではないかなと肌で感じております。テレビを見ておられますとも、南極の氷が年々少なくなっていくたり、また、エベレストの氷河が少なくなっていくたり、海水が上がっているということ、魚の回遊も変わってきていると肌で感じているところでもございます。

そういう中で、どうすればCO₂がなくなるかということでありまして、これは地球の人間一人一人が全てかかわり、少なくしていかなければならないと、私は大変、大きな問題であると思っております。

そういう中で、町においても、ローカルレベルでの取り組みを行うことで、少しでも温暖化の防止に貢献していく必要があると思っております。

昨年秋には関係団体の皆さんによって、中能登町の地球温暖化防止推進協議会、通称「なかのとエコネット」が結成されまして、今年度は、全世帯と全事業所で「環境家計簿」を配布し、意識の啓発に取り組んでいただいているところでございます。また、町といたしましても太陽光発電のシステムの助成の事業、あるいは公共施設のクリーンエネルギーの導入、また、地区公民館等にソーラー式の街灯の設置事業や、自動車にもハイブリッド自動車の購入といったような、できる限りの温暖化防止に努めていきたいと思っております。

私自身も家には太陽光を取り付け、また、生ゴミの処理機も取り付けました。うちの家内も環境家計簿を一生懸命につけております。そういう中で、一人一人がCO₂を少なくするという、そういう気構えが大事でありますし、町といたしましても、町民の皆さんにそれらを広めていきたい、そう思っております。

次、2点目の携帯のリサイクルについてであります。携帯電話のリサイクルにつきましても、希少金属の再資源化という観点から、回収は有意義かと認識しておりますが、携帯電話を販売しているいずれのメーカーでも、専売ショップにおいて無償で回収をしているようであります。

また、その処分ルートも全国規模で確立されているようであります。

県内の自治体の状況を見ますと、回収している所は1カ所もないと聞いております。

こうしたことから、あえて自治体が費用をかけて回収を行う必要は低いと、今のところは考えておりますし、私自身も何回か携帯電話を替えました。うちの家内、あるいは兄弟全て新しく替えたときには、買ったところで取っていただいて、そして回収をされているのではないかなと、町の状況はそういうことであろうと、思っております。

ただし、啓発する必要があるかと思っておりますので、今後は町で発行しているカレンダーや分別の手引き、広報誌などに処分方法を掲載して、リサイクルを促していきたいと思っております。

レアメタルの回収、それにつきましても、携帯電話の中で、全て入っておりますので、携帯電話を回収したときに、それぞれのメーカーでそういう金属なり取っておいでるのでないかなと思っております。できるだけ家に置かないよう、貴重な金属を再資源にさせていただくように、そんな啓蒙もしていきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 質問の趣旨が伝わらなかったかなと思いますので、もう1回言わせていただきますが、最後の2つ目として、皆さんがレアメタルなどを無駄にしないという心掛けでショップなどに届けるといふ、リサイクルの行動を起こしたという、そういう協力を環境への貢献につながることを町民の皆さんに実感してもらえる具体的な、自分も環境問題に取り組んでいるということを実感できる、そういう町としての皆さんにこれだけ頑張っていたら、こういう結果が出ているとか、いろんな取り組み方があると思いますが、そういう取り組みを考えていただけないかと思っておりますので、その点もお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この「なかのとエコネット」の概要でありますけれども、この中には、会長、副会長、その中で「家庭部会」、あるいは「学校部会」、「事業所部会」、「行政部会」と4部門を設置して、それぞれの代表の方々にいろいろと討議をしたり、見ていただいたり、いろんな所へ行って見ていただいて行動いたしております。

そういう中で、是非、携帯電話も取り入れてまして、携帯電話の中にこのような貴重な金や銀や産業の大事なものが入っているんだと、そういうことでいろんな部会、あるいは学校、環境問題全体の中で広げてまいりたいと、そう思います。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 町民の皆様が、自分たち一人一人が環境にかかわっているということを日々感じながら、皆さんで取り組めるように方策を考えていただきたいと思っております。

先日、ある方から環境問題へ取り組むときの合言葉を教えていただきました。それは、「思いは地球規模で、行動は足元から」とても端的で親しみやすい言葉です。今後の当町の積極的な取り組みを期待しております。以上

で、私の一般質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、19番 作間七郎議員

[19番（作間七郎議員）登壇]

○19番（作間七郎議員） 私は、通告してある2件について質問いたします。

まず1点目については、町有地について質問します。その中で、1つ目には、JR駅周辺で町有地に造成、また、借用地に駐車場として整備した7カ所のものがあります。その事業費が金丸駅駐車場では3,139万5,000円、能登部駅横で、これは借用地なんですけれども758万6,000円、借用地の賃借料、年間で60万円、それと二宮駅の西口の旧鳥屋地内ですけれども、一青というのか黒氏駐車場なのか分かりませんが、その借用地で年間7万4,109円を支払っています。良川駅前、良川東口、能登二宮駅横と、先ほど言った一青というのか黒氏の駐車場なのか分かりませんが、年数が相当経過しているため、事業費の詳細は分かりませんが、多額の費用が使われていると思っております。

また、駅の維持管理費では、人員の委託費で年間769万8,600円と振興費補助金として36万円の支出があります。切符販売手数料の収入は432万6,020円で、年間の赤字で373万2,000円となります。このような利便性だけで、住民の納得を得るのは困難であり、常時利用する車両は、町内外の人であり、応分の受益者負担を求めるものだと思うが、町長の考えを聞かせて下さい。

2つ目には、公共施設の駐車場料金について、現在、町営のコーポとりや、雇用促進住宅鹿島宿舎、鹿西地区の縄手駐車場で、料金の徴収及びお金を納めていただいております。この現状では、不公平であり、町所有地に車を駐車する人からも、料金を徴収すべきなのではないか、町長の考えを聞かせて下さい。

3点目には、町有地の利活用について、遊休地が多分にあるが、具体的な利用策、売却、

賃貸、そのほかあると思うが、町長の考えを聞かせて下さい。この3点について。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の質問にお答えいたします。

町有地について、JR駅周辺の駐車場についてであります。

ご指摘のJR駅の周辺駐車場についてお答えいたします。

最初に、能登二宮駅の駅前駐車場につきましては、42台駐車可能であり、平日では大体20台前後の駐車状況であります。一青側駐車場は19台駐車可能であり、平日は5、6台前後となっております。

次に、良川駅の東口駐車場につきましては、38台駐車可能であり、平日は満車状態であります。

能登部駅の駅前駐車場につきましては、40台駐車可能で、平日は35台前後であります。

最後に、金丸駅の駅前駐車場につきましては、41台が駐車可能で、平日は20台～30台の駐車状況であります。

なお、以上の駐車場につきましては、駅利用者の利便性を図る観点から整備をしたものでありまして、いずれの駐車場につきましても駐車料金は現在のところ無料となっておりますが、議員のご指摘のとおり、これから周辺の駅とも勘案しながら考えてまいりたいと思います。

次に、町有地についてお答えいたします。

現在、町有地の有料駐車場につきましては、コーポとりやの駐車場、雇用促進住宅鹿島宿舎駐車場、縄手駐車場が有料となっております。

現有地の利活用ということにつきましては、新しい行政の構築を目指して策定された中能登町行政改革大綱の中でうたっており、歳入確保の面から「原則として施設使用料を徴収していく」としており、町有財産の有効活用では、「遊休資産や利用率の低い施設等につ

いて、賃貸、売却、譲渡等を検討していく」としております。

ご承知のとおり、町有地は基本的には行政財産使用条例、法定外公共物管理条例、道路占用条例等で、その使用料を規定しております。

また、条例に規定のない普通財産につきましては、行政財産使用料条例に準じて使用料を徴収しております。

提言のありました事案につきましては、町内4カ所のJR駅前の駐車場において、町の所有地、また町の賃借地、JRの所有地があり、所有形態が異なるために、有料化には少し時間をいただきたいと思っております。

前向きに、やはり行わなければならないのではないかなど、そう思っております。そういう中で、いろんな形態がありますので、少し整理をさせていただきため時間をいただきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 駅の駐車場については、沢山のお金を投資するんですね。一部の人の通勤だけなんですね。町長も車はどこに何台あるか、私も3日かけて調査をしたんです。町長は、1日の調査だと思っんですよ。私は、3日間かけて、同じ時間帯で見ているんです。全体数で155台前後停まっているんですよ。現地へ行くと誰の駐車場とかは書いてありませんが、大体一緒な場所に車が停まっております。利用している人たちは大変いいんだと思いますが、私はこれだけの多額のお金をかけたものに、その応分の駐車料金をもらうべきだと思っんですよ。能登部駅のJRの駐車場は、10台あるんですよ。黄色い線で囲んであるんですよ。それを町が無料にしたために、七尾駅に確認したら、今まで「貸してくれ、貸してくれ」といっばいだったが、町が横に無料にしたら、誰も借りてないそうでございます。そういう民がやったことを、官が横に無料にしたために、そう

いう所もあるんですよ。それを町長は先ほど答弁の中で、他の駐車場の分も聞いてみると、聞かなくても分かっているんですよ。私が言ってるのは、これだけの投資をしたのに、これで良いのかということです。ということで町長の考えは前向きにという、検討もさせてくれということもあるんですけども、うちの町に、行政改革推進本部というのがあるんですよ。前も私は質問したことがあるんです。町長が本部長だと。このことを言ったら副町長にあとは任せてあるということなんです。当然こういうことは、この中で検討されているもんだと私は思っていたんです。その結果が、執行部から一向に答えが出ないために、私は、あえて質問しているんですよ。副町長、そのことで、町長が副町長に任せてあるんだと、推進本部の中では、そういうことも議論されたのか、聞かせて下さい。

それから町長、先ほどの2点目の町所有の働いている方ね。例えば、私の調べた範囲ですと、役場の職員、特別職、臨時の職員を含めれば360人近くいるんですよ。それから小中学校の先生方で150名ほど勤務されているんですよ。それから商工会、テキスタイルラボの敷地も、もちろん町のもですよ。あれで15名ほどですよ。それを合計すると525名前後いるんですよ。私が聞いた話ですけども、ある七尾から中能登へ先生が転勤されたら、「駐車料金いくら払うがね」と言ったら、「中能登はいらないと。七尾は取ってるのに、中能登は取らないがね」という、そういう会話もあったそうです。

それから、町長もよく羽咋の市長とも親しくされている、武元市長とも親しくされていると思います。七尾も羽咋も取っております。調査しなくても分かるとるんですよ。それから、私の調べた範囲内では、町長会へ行けば、どの町が取っているかみんな書いてあるんですよ。私は資料を持っているんですよ。取ってないのは、川北町、それから志賀町、財政

力の豊かな町が取ってないんです。あとの町は、金額の大小はあろうと、取っているんですよ。そういうことも先ほど言った行革推進本部で検討をしているのかどうかということも含めて、町長に聞けばいいのか、副町長が答弁されるのか、して下さい。

○議長（田中治夫議員） 小山副町長

[小山茂則副町長登壇]

○小山茂則副町長 お答えいたします。町の行政改革改善実施内容ということで、駐車場の料金が問題化されているかというご質問だと思んですが、その問題につきましては、行革そのものには話は出ておりませんが、予算査定の段階で財源をいかに求めるかという問題で、いろいろ各課とも協議いたしているところでございます。そういう中で、作間議員がご指摘をされた、実際取っていない、本庁職員で取っていないといいますが、先ほど言われた川北町、それから志賀町、当町の中能登町でございます。そういう点もあるものですから、先ほど町長が言われましたとおり、町有地を含めてその対応といいますが、早急に対応、徴収できるような体制づくり、また徴収するにあたって、周知期間等も必要でございますので、そういう点もご理解いただいで、早急な対応をとらせていただきたい、このように思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） ただいま、小山副町長から周知徹底期間もあると、確かにあるんですよ。ところが、あることで、うちの町がある集会所を払い下げてほしいと言った次の日にもう契約している。神業的な約束ごとをするあなたたちなんですよ。それを早急にと、周知徹底するのに時間がかかると言われましたけれども、あなたたちはやる気になればすぐできるんですよ、そういうことで時間を置かずに。町長もよく各種団体の会合に行くと、「町も財政が厳しくなってきた

ので、なかなか難しい、難しい」と再三言われるということ聞いております。私の試算だけでも年間1,000万円近くは収入になるのではないかと思うんです。

そこで、3つ目にちょっと言い忘れたのですが、町有地の利活用について、具体的に言いますと、例えば「励志館」がもう築39年も経っておりますよね。私は耳にするのは、「雨漏りもする。地震で傷んだ。床も歪んで、正式な大会もなかなかしにくくなってきている。」と、そういうことを聞いているんです。旧の鹿西町のときに、あの横に50台ほど駐車場ありますね。大会用だと、4、5台しか毎日停まってませんよ。夜行っても。平生は全くもったいない地面だと思うんです。励志館をどうするかによって、あの土地をどうされるかという、思いもありますので、励志館をどのように今後、改修されるのか、壊してしまうのか、そういう点を含めて答弁していただきたいと思います。

それからもう1カ所、良川の一番最高の場所の交差点に、正式な名前を聞くと、「良川地区防災広場」ということで、他の所は舗装してみんな駐車場にしてあるのですが、あそこをいつも通ると、上の方に5、6台停まっていますね、いつもね。あれは町の地面だと聞いて、町の地面なら、駐車場に使っている人から駐車料金いただいたり、それとも何かほかのものに活用できんがんな、もったいない地面だなということ。まだ何カ所かあるのです、そういうことを思って、励志館と良川の地区防災広場という、良川地区の方はそういう名称で使っていると思いますが、あれは町の所有地だと聞いておりますので、その点。

それからもう1つ、鹿西に、下出広場公園駐車場がありますね。夜になるとみんなビシッと停まっていますね。縄手駐車場が月3,000円を取っているらしいが、町の児童公園にこられた方の駐車に日中は使っても良いんです

が、夜はみんなビシッと停まっていますね。ただで。あちこちにそういう不公平があるということで、私はあえてこれを質問してんです。励志館の関係お願いします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の言われるように励志館は、昭和42、3年、40年ほど経ちまして、その当時は世界の丹下と言われておりました、丹下健三さんが設計されまして、石川県でも励志館といえ、一世を風靡した、そんな建物であります。それも今言われましたように、大変、雨漏りもいたしておりますし、床の歪みもございます。そういう中で、どうするのかという質問であります、今、健康教室とか、年に何回か大きな剣道大会、あるいはバレー大会もしております。中学校、高校も使っております、現在は壊してしまったら、大変、不足がでてくるのではないかなと思っております。そういう中で、中学校の統合を進めておまして、鹿西中学校が空いてまいりますと、それを励志館の替わりに町民の方に使っていただければ良いのではないかなと、そういうことで最低限の雨漏りぐらいは直さなければならぬかなと思っておりますが、いずれ、中学校の統合があったときには、取り壊したいと、そう思っております。溝と申しますか、4つになっているあの溝で中心をとっております。本当の大きな地震がきますと、大変危ないのではないかなと、そういう懸念もございますし、できるだけ早く取り壊したいと、そう思っております。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 特に励志館を存続するかしらないかによって、あの大きな横の駐車場がどうなるかということを私は心配しております。町長は、統合中学ができたあかつきには、なくしたいようなニュアンスのことを言われましたので、その時まで励志館を使った方には、あの横の駐車場を利用してもらおうということだと思います。

それと、2つ目のところで、コーポとりや駐車場については、月1,000円取ってるんですね、町は。それから、雇用促進住宅鹿島宿舎については、雇用促進のお世話をしている方が102台分、普通車79台、軽四23台分を合わせて納めていただいているという状況だそうで、こういう取るところと、取らないところがあると、財政も厳しいと言うのなら、この点も考えてもらいたいということで私は言っているので、しばらく周知徹底する期間が必要だと、そういう甘いことを言わないで、財政が厳しい町なりに、早い対応をしていただきたいと思います。

特に私は、このことの質問をしたのは、自主財源が増え、町独自の医療、福祉、教育に予算を充当できるという思いで質問したんです。

昨日、おととい、たまたま、羽咋の市議員の方と出会ったんです。先生方の駐車料金については、学校のことに使うんだと、限定づきで駐車料金をもらって、市ではやっているということも聞いておりますので、町長もそれを参考にして、ひとつ検討していただきたいと思います。

それでは、2点目の上水道について質問いたします。

現在、町では、県水・地下水・表流水を水源として、住民に飲料水を供給されているが、1 m³当たりの単価を聞かせて下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 上水道の使用料は、3町合併後、一般用基本料金10 m³まで税込みは1,365円、超過水量1 m³を超えるごとに136円50銭を加算し、納入していただいております。

そこで、平成19年度の給水原価を申し上げますと、県水が249円、表流水、久江川でありますけれども162円、地下水、後山が147円、春木が153円、在江が148円で、加重平均いたしますと、1 m³170円となっております。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） いま1 m³当たりの単価を聞きますと、県水は単価が高いんですよね。これは、旧鹿西町が安定した水源が欲しいという事情もあり、責任水量で1日当たり約950 m³の受水義務があると聞いております。当町では、1日当たりの使う水の量は約4,000 m³だと聞いておりますが、この割合からいくと、県水の割合は約16%です。次の単価が高いのは表流水だと今言われましたね。合併した現在では、県水と地下水で十分な水の量を確保できると聞かれますが、そこで将来、行財政改革の一環として、施設統合整備計画があると聞かれますが、施設整備計画内容と事業費、計画年度を聞かせて下さい。

また、鹿島地区の久江浄水場、これは表流水ですね。鹿西地区の後山浄水場はどのようになるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 現在進めております上水道施設の統合整備事業は、水道事業の全町の一元化を目的に、合理化した水の運用を行い、緊急時において完全な給水機能を確保する事業であります。

この事業は、久江川の支川から取水し、表流水を水源として運用している久江浄水場、後山地区の地下水を取水して運用している後山浄水場の両浄水場を廃止し、良質で豊富な春木、大槻、在江の地下水及び県水で十分な水量を確保し、運用を図るものであります。

なお、久江浄水場及び後山浄水場の廃止は、平成24年度末を予定しております。

配水池については、両方とも生かして存続していきたいと思っております。

また、統合整備事業でどれだけの事業費がかかるかということでもあります。全体としては、17億4,420万円をみております。そのうち20年度につきましては、3億6,610万円をお願いしているところでございます。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 今、大変な17億

4,420万円の総事業費がかかると。久江の浄水場、後山の浄水場の地下水については、24年度末になくしたいということをおっしゃったね。そこで、廃止をしたいということなんですけど、ただ、春木、在江の地下水と県水で十分だと。それで統合したいんだと言われたのですが、それだけでなしに、久江浄水場、後山の浄水場については、水質かなんかの件で廃止せざるを得ない要因があるんですか。もしあったら聞かせて下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 理由といたしましては、久江浄水場の表流水は濁度が天候に大きく左右されるということでありまして、夏場になりますと水量の確保が困難になること。また、動物、タヌキかキツネか分かりませんが、動物の糞尿に見られる大腸菌などが表流水に流れ込んで、水質の悪化が懸念されるために、クリプトスポリジウム対策が必要とされています。

また、施設を整備いたしますと、概算で4億1,000万円ほどかかるのではないかと、そういうことでありまして廃止したいと思っております。

一方、後山浄水場につきましては、あの地下水は鉄分濃度が大変高く取水障害が著しく、また、濾過施設整備が必要で整備費として、2,000万円ほどかかるということでありまして、それらの理由によりまして久江及び後山の浄水場を廃止したいということでありまして。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） その理由については分かりました。それと、施設統合整備計画の17億4,420万円、大変な費用がいるということも分かりました。そこで、合理化によって水道料が高くないようにしてほしいですね。また、水道利用については、水源の確保のため、地元に変な協力してもらっていると聞いているので、その点を含めてよく地元と話し合い、特に久江浄水場、後山浄水場を

廃止するという事は、特に地元の皆さんと話し合いをして、円満に事業の推進を行ってほしい。加えて、安全・安心・安定した水源確保を望み、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

◎散 会

○議長（田中治夫議員） 16日、17日を休会とし、18日午後3時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時54分 散会

平成20年 6 月18日（水曜日）

○出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則 書 記 山 本 正 広
" 澤 井 雅 美

○議事日程（第4号）

平成20年6月18日 午後3時開議

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町一般会計補正予算)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町一般会計補正予算)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算)

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度中能登町水道事業会計補正予算)

報告第11号 平成19年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第12号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第13号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第14号 平成19年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

- 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 議案第38号 中能登町ふるさと応援基金条例の制定について
- 議案第39号 中能登町金丸多目的広場条例の制定について
- 議案第40号 中能登町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 中能登町集会所条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 平成20年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第44号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算
- 議案第45号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第46号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第47号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第48号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議案第49号 町道路線の認定について
- 議案第50号 指定管理者の指定について
- 請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書

- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 行財政改革特別委員会委員の選任について
- 日程第8 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第9 長曾川水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 閉会中の継続調査

(追加日程1)

- 日程第1 副議長選挙について

(追加日程2)

- 日程第1 同意第2号 教育委員会委員の任命について

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

(追加日程3)

- 日程第1 発議第5号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
(趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第2 発議第6号 中能登町統合中学校建設特別委員会設置に関する決議について
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） 御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎追加日程 1

○議長（田中治夫議員） 副議長上見健一議員から副議長の辞職願いが提出されております。

お諮りします。

「副議長の辞職」を日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議ないものと認めます。

副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

11番 上見健一議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を願います。

まず、その辞職願いを朗読させます。

谷議会事務局長。

○谷 敏則議会事務局長 朗読させていただきます。

辞職届け。今般、一身上の都合により、中能登町議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、取り計らい下さるようお願いいたします。

平成20年6月17日

中能登町議会議長 田中治夫 殿

中能登町議会副議長 上見健一

以上であります。

○議長（田中治夫議員） お諮りします。

上見健一議員の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議ないものと認め、上見健一議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

11番 上見健一議員 入場

○議長（田中治夫議員） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

ここで、追加日程を配付のため、暫時休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議がないものと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議がないもの

と認めます。

議長において指名することに、決定いたしました。

副議長に、古玉栄治議員を指名いたします。
お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました、古玉栄治議員を副議長の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議がないものと認めます。

ただいま、指名いたしました古玉栄治議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました古玉栄治議員が、議場におられますので、この席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

○議長（田中治夫議員） ここで、副議長に当選されました、古玉栄治議員から、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

9番 古玉栄治議員

〔9番（古玉栄治議員）登壇〕

○9番（古玉栄治議員） ただいま、皆様方のご推挙により、副議長に当選させていただきました。

今、中能登町統合中学校の建設、そして行財政改革という、大きな目標に向かっております。

このような中で、副議長という職、大変、身にしてみています。

今後は、議長を補佐し、中能登町発展のため、一生懸命頑張りますので、どうか皆さん、ご協力よろしく願いいたします。

◎委員長報告

○議長（田中治夫議員） 日程第1から日程第3 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました、報告第2号から第16号まで報告15件、議案第38号から第50号まで議案13件、請願第

3号の1件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の課程及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 小坂博康議員

〔総務常任委員会委員長（小坂博康議員）登壇〕

○総務常任委員会委員長（小坂博康議員） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

6月11日、16日、18日の3日間にわたり、総務常任委員会を開催し、本定例会から付託を受けました報告4件、議案6件について、執行部から説明を求め審査いたしました。

総務常任委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

報告第2号 平成19年度中能登町一般会計補正予算では、町税滞納者等の状況について、どのようになっているかとの質問に対しては、町県民税では、給料を貰っているのに滞納している方がいるため、預金等の差押をするための調査を行っており、また、固定資産税、国民健康保険税等については、毎月、分納という形で納めていただくよう、滞納者と協議を進めているとの答弁でありました。

次に、議案第38号 中能登町ふるさと応援基金条例の制定については、中能登町が進める中能登町総合計画に基づく「まちづくり」に共感する町内外の方からの寄付金を財源とし、基金を設置する条例の制定であります。

質疑では、PRをどのように考えているのかに対しては、広報、町ホームページ及び町外の県人会等、縁ある方々に町長、副町長よりPRをしていく方法で、当面、周知を進めていくとの答弁であります。

議案第40号 中能登町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例については、普通財産の譲与または減額譲渡について、区、文化団体、経済団体など公共的団体についても譲渡団体とすることを

追加する旨の説明を受けました。土地等の利活用計画については、議会としても、行政改革特別委員会で検討しているところであり、譲与、無償、有償の取り扱いについては、慎重に検討し対応するよう求めました。

主な質疑の概要は、以上のとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました報告4件をいずれも全会一致で承認し、議案6件につきましても、いずれも全会一致で可決いたしました。

最後に、上程議案の説明に当たっては、ただ減額措置とするだけでなく、なぜ、減額となったか、丁寧な説明を今後、心がけるよう求め、更に、行政事務事業の執行に当たっては、法令、条例、規則等を遵守し、議会との協議を十分に行った上で執行することを強く求めます。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務常任委員会からの結果報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 宮下為幸議員

[教育民生常任委員会委員長（宮下為幸議員）登壇]

○教育民生常任委員会委員長（宮下為幸議員）

教育民生常任委員会の報告をいたします。

6月10日に委員会を開催し、本定例会から付託を受けました、報告5件、議案6件、請願1件について、執行部から説明を求め、審査をいたしました。

当委員会における審査の経過及び結果をご報告いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度中能登町一般会計補正予算）につきましては、各款項目において、各種委託料が減額になっているものが多く見受けられたため、質疑したところ、監理課に

おいて、一括入札により諸経費等が軽減され、減額になっているとの答弁でありました。委員からは、経費節減のため、更に推進してほしいという意見がありました。

また、議案第43号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、小学校管理費において、「児童生徒の『活用力』向上モデル事業」及び「小学校補充学習サポーター派遣モデル事業」についての質疑があり、全国と比べて、本県の児童は「活用力」が低めであるという結果を受けて、県内教育委員会では、学校を指定し、来年度まで継続して事業を行うもので、当町では「越路小学校」と「鳥屋中学校」が指定となっております。

「小学校補充学習サポーター派遣モデル事業」につきましては、同様に、「鹿西小学校」を指定し、3、4年生の算数の授業を対象に、放課後に退職職員等により、個別に補充授業を行い、調査研究を進めるとの答弁を受けました。

主な質疑の概要は、以上のとおりであります。

質疑終了後、討論・採決の結果、当委員会で付託されました報告5件につきましては、いずれも全会一致で承認し、議案6件につきましても、全会一致で可決いたしました。請願1件につきましては、賛成多数で継続審査といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、産業建設常任委員会委員長 甲部昭夫議員

[産業建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇]

○産業建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

6月9日、産業建設常任委員会を開催し、本定例会から付託を受けました報告8件、議案3件について、執行部から説明を求め審査をいたしました。

産業建設常任委員会における審査の過程及び結果をご報告申し上げます。

まず、下水道使用料で特定環境保全公共下水道事業として203万円の増額になっていることについて、水洗化率とあわせて説明を求めたところ、当初の見込みに対し、水洗化が促進されたことにより増額となったもので、水洗化率については、4月1日現在、75.1%となっており、新規に接続される方は、年間45～46件、「公共ます」が既に設置されている箇所での接続は、年間250～260件と、年々増えてきているとのことでした。

次に、地域特産品づくり支援事業のうち「三郎柿」の振興をどのように考えているかという質問に対しては、「三郎柿」は塩水に浸しているため、食味が非常に良く、県農業振興部の方では、今年から支援をしていくことに決められたと聞いており、町としても成功してほしいとの答弁でありました。

委員会としても、是非、特産品として推進されますよう求めました。

最後に、昨年度から取組みをされている「カラー野菜」の意気込みに対しては、現在、6人・1団体で振興会を設立し、新たな加入も認めている状況であります。作付けされる方が沢山増えていけば、生産者部会の設立ということも考えているとのこと、更に、面積拡大を図るため補助としても10アール当たり6万円を用意しているとの答弁でありました。

主な質疑の概要は、以上のとおりであります。

質疑終了後、討論・採決の結果、当委員会に付託されました報告8件をいずれも全会一致で承認し、議案3件につきましても、いずれも全会一致で可決いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での審査報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長（田中治夫議員） 日程第4 討論・採決

これより、上程議案 報告第2号から報告第16号、議案第38号から議案第50号までの、報告15件、議案13件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

報告第2号から報告第14号まで、以上の報告13件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、報告第2号から報告第14号までの報告13件は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第15号及び報告第16号の報告2件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、報告第15号及び報告第16号の報告2件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第38号から議案第42号まで、議案5件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第38号から議案第42号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号から議案第47号までの議案5件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第43号から議案第47号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号から議案第50号までの議案3件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致

で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第48号から議案第50号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書、この請願1件について、討論はございますか。

まず、反対討論の発言を許します。

20番 杉本平治議員

[20番（杉本平治議員）登壇]

○20番（杉本平治議員） それでは、議長からお許しをいただきましたので、請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書について、私は討論を行いたいと思います。

この請願は、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出する請願書であります。委員会の審議では、継続となりました。私は、この請願に紹会議員として、今回この意見書を求める請願を提出したわけであります。

私は、是非とも、継続でなしに、中能登町の町民の医療に対する付託にこたえる意味においても、これを採択していただきたい。そういう意味を込めまして、この継続につきまして反対をいたしたいと思います。

それでは、反対の討論をいたしたいと思えます。

先般、新聞等で、このような記事が載っておりましたので、この記事を皆さん方に読み上げまして、私の反対の気持ちに代えたいと思えます。

主題は、「この後期高齢者医療制度は、お金に不自由しない政治家の考えることである。」これが大きな見出しであります。これを語っておられるのは、作家の瀬戸内寂聴さんであ

ります。天台宗のお坊さんもおられますが、この方はこのように言っておられます。

「私はいま、満86歳で、れっきとした後期高齢者であるが、現役で、50歳の人よりも働いて、74歳で80過ぎたみたいなことを言っている人もいれば、75歳で60歳ぐらいの人なみに元気な人も沢山いるわけでありませう。」

次の言葉であります。「年齢で線を引くという精神がおかしい。」こう言っておられます。

「結局、そういうことを考える政治家は、お金に不自由しない人ばかりであります。本当にお金がなくて困っている年寄りのことを分かっていない。自分は、お金があっても、もしお金がなかったら、こういう場合はどうするだろうかという、想像力が政治家に欠けている。だから政治が異なってしまうんです。本当に貧しい人の身になってやれば、こんなことはできない。」と瀬戸内さんは言っておられます。

瀬戸内さんは、お寺で、「寂庵」という法話を行っておられます。

聴きにこられる人たちもそれは様々であります。遠い所から旅費を払って来る人もあれば、年に2,500円の『寂庵だより』を年12回発行しておりますが、いろんな制度の見直しで負担が増えて、この方々が、もう払えなくなったと訴えてくる人もおられます。そういう話を聞きますと、とても気の毒でなりません。だから、テレビでも、『国会前で老人たちが座ればいいのか。』こう言ったのです。間もなく、お年寄りの方たちが座って、抗議の意志を示しました。それで、「やはり制度を見直す動きが出てくるんじゃないのですか。」と言っておられますが、でも、根本が違っているのだから、こういう制度はやめるべきであります。

こういうことを言い出したもとは、「若い世代が、我々年寄りを引き受けなければならない。だから、年寄りにもっと自分でやりな

さい。」ということではなかったかと思えます。

だけど、若い人たちが引き受けなければならぬ分は、行政の無駄を省けば、私はいいと思うんです。

皆さん方、ご承知のように、私も含めて国民一人一人が年間250円のお金を出して、共産党を除く各政党に、年間430億円の政党助成金を支払っているんです。その政党助成金がいろいろなものに化けて使っている。0歳の子供からも250円を徴収しているんです政府は。

そういう政党助成金の、廃止もこの問題の中に考えなければいけないのではないかと私は思います。

道路特定財源55兆円というお金が先にあって、その55兆円にあわせて使用箇所を決めていく。それが今の道路特定財源の中身ではないかと私は思うんです。

瀬戸内さんは、貧しい人が段々ときつくなって、ゆとりのある人はかえって楽になっていく、今の世代。

一般質問の中に、私は教育長に、格差という問題を投げ掛けました。格差という言葉、言い換えれば不平等に訳されるんです。今の日本は、段々と不平等になっているのではないかと。貧しい人が段々ときつくなっていく、ゆとりのある人はかえって楽になる。これが瀬戸内さんの最後の締めであります。私もそう思います。

こういう点を皆さんに意見として述べて、今、継続になりました請願第3号について、私は、是非とも採択してほしいという意味を込めて、継続に反対をする次第であります。以上、終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

【「なし」の声あり】

○議長（田中治夫議員） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を
求める意見書を国に提出することを求める請
願書について、採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第3号に対する委員長報告は、継続
審査であります。

この請願を継続審査とすることに賛成の方
の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立多数でありま
す。

よって、請願第3号は、継続審査とす
ることに決定しました。

◎追加日程2

○議長（田中治夫議員） お諮りいたします。

ただいま、杉本町長より、同意第2号 教
育委員会委員の任命についての人事案件が提
出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認め
ます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をい
たします。

午後3時34分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

追加日程2 日程第1 同意第2号 教育
委員会委員の任命についてを議題といたしま
す。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案いたしま
した議案についてご説明申し上げます。

同意第2号 教育委員会委員の任命につ

てであります。

今回、教育委員会委員として、議案の方が
最適任者であると信じ、関係法令の規定に基
づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につ
き、その大要をご説明申し上げましたが、議
員各位におかれましては、慎重なるご審議の
上、適切なる議決を賜われますようお願い申
し上げまして、提案理由の説明を終わります。
○議長（田中治夫議員） 町長の提案理由の
説明が終わりました。同意第2号は人事案件
であり、先に議員各位のご理解を得ておりま
すので、質疑、討論を省略し、採決いたした
いと思っておりますが、これにご異議ござい
ませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認め
ます。

お諮りいたします。

同意第2号は、原案のとおり同意するこ
とに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認め
ます。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意
することに決定いたしました。

◎追加日程3

○議長（田中治夫議員） お諮りいたします。

ただいま、提出者作間七郎議員ほか賛成者
4名から、発議第5号 中能登町議会の議員
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について 及び発議第6号 中
能登町統合中学校建設特別委員会設置に関
する決議についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認め
ます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 3 時 39 分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 3 日程第 1 発議第 5 号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

19番 作間七郎議員

[19番（作間七郎議員）登壇]

○19番（作間七郎議員） 中能登町議会より提出いたします発議第 5 号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本件の改正内容は、本会議及び委員会などの出席に対し、支給されている費用弁償を富山県を除く県外のみ限定し、原則として支給しないこととするものであります。

中能登町議会においては、住民とともに、よりよい町づくりを目指し、ともに醸成し、明るく開かれた議会とすべく、今後とも努力をしていきたいと考えています。

本案は、その一端で、一助とするものであります。

以上で、提案に対する趣旨説明といたします。

○議長（田中治夫議員） 趣旨説明が終わりました。

発議第 5 号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

よって、発議第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 発議第 6 号 中能登町統合中学校建設特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

発議第 6 号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第 6 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました中能登町統合中学校建設特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました議員各位が、委員に決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

午後 3 時 44 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、中能登町統合中学校建設特別委員会が開催され、委員会条例第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、中能登町統合中学校建設特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

中能登町統合中学校建設特別委員会の

委員長に 19 番 作間七郎議員

副委員長に 4 番 宮下為幸議員

以上のとおりであります。

◎常任委員会委員の選任

○議長（田中治夫議員） 日程第 5 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 3 時 46 分 休憩

午後 3 時 47 分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。休憩中に、各常任委員会が開催され、委員会条例第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、常任委員会の委員長、副委員長が互選されました。

総務常任委員会の

委員長に 14 番 岩井礼二議員

副委員長に 3 番 堀江健爾議員
教育民生常任委員会の

委員長に 15 番 西村秀博議員

副委員長に 1 番 笹川広美議員

産業建設常任委員会の

委員長に 2 番 諏訪良一議員

副委員長に 8 番 藤本一義議員

以上のとおりであります。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（田中治夫議員） 日程第 6 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 3 時 47 分 休憩

午後 3 時 48 分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告いたします。休憩中に、議会運営委員会が開催され、委員会条例第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されました。

議会運営委員会の

委員長に 19 番 作間七郎議員

副委員長に 17 番 小坂博康議員

以上のとおりであります。

◎行財政改革特別委員会委員の選任

○議長（田中治夫議員） 日程第7 行財政改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

行財政改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。休憩中に、行財政改革特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、行財政改革特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

行財政改革特別委員会の

委員長に 9番 古玉栄治議員

副委員長に 7番 甲部昭夫議員

以上のとおりであります。

◎七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙

○議長（田中治夫議員） 日程第8 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。七尾鹿島広域圏事務組合規約第5条第2項の規定により、組合議員4人の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第

118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

七尾鹿島広域圏事務組合 議会議員に

7番 甲部昭夫議員

11番 上見健一議員

13番 若狭明彦議員

16番 坂井幸雄議員

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました4名を七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

ただいま、指名いたしました4名が、七尾鹿島広域圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎長曾川水防事務組合議会議員の選挙

○議長（田中治夫議員） 日程第9 長曾川水防事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

長曾川水防事務組合同規約第6条の規定により、組合議員3人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

長曾川水防事務組合議会議員に

8番 藤本一義議員

13番 若狭明彦議員

16番 坂井幸雄議員

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました3名を長曾川水防事務組合議会議員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

ただいま、指名いたしました3名が、長曾川水防事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎閉会中の継続調査

○議長（田中治夫議員） 日程第10 閉会中

の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま、議会運営委員長及び総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第2回中能登町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時55分 閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 治 夫

署名議員 藤 本 一 義

署名議員 古 玉 栄 治